

第四次京都府戦略的地震防災対策推進プラン進捗状況一覧

【凡例】
 (達成状況) ◎:完了・定着化、○:実施、△:検討
 (分類) A:新規プラン、B:強化プラン、C:継続プラン

重点	No.	事業内容	推進プラン期間における目標	R7実績	達成状況	分類	担当部局
1 地震による被害を抑止するまちづくり							
1-1 建物の耐震化を進める							
1-1-1 防災拠点施設の耐震化を進める							
	1	○府及び市町村において防災拠点施設の耐震状況を公表する。	・府及び市町村の耐震状況の公表を継続	【京都府】 ・府有施設の耐震診断結果及び耐震化の状況をHPに掲載(R7.3月末時点) 【市町村】 ・全市町村で耐震化情報を公表	◎	C	●総務部、●市町村
	2	○府の防災拠点施設(庁舎、警察署、避難所等)の耐震化を進める。 <耐震化率100%>	・耐震化率100%	・京都府の防災拠点となる庁舎の耐震化率97.9%(R6.4月時点) ・消防本部・消防署等の耐震化率97.1%(R6.4月時点) ※R7.4月時点の状況を消防庁においてとりまとめ中(R8.3月現在)	○	C	●危機管理部、総務部、施設所管部局
	3	○市町村防災拠点施設の耐震化を進める。 <耐震化率100%>	・耐震化率100%	・府内市町村の防災拠点となる庁舎の耐震化率93.7%(R6.4月時点) ※R7.4月時点の状況を消防庁においてとりまとめ中(R8.3月現在)	○	C	●危機管理部、市町村、消防
	4	○警察本部、警察署の耐震化を進める。 <耐震化率100%>	・耐震化率100%	・府内警察本部、警察署の耐震化率82.8%(24/29) ・宇治警察署建替工事に係る旧庁舎解体工事、埋蔵文化財調査、2期棟建設工事を実施(令和9年度完了予定) ・舞鶴警察署建替工事に係る埋蔵文化財調査を実施 ・南丹警察署建替工事に係る実施設計を実施 ・左京警察署建設工事に係る基本計画を実施	○	C	●警察
★	5	○消防団施設の耐震対策を進める。	・耐震化対策の推進	・消防庁耐震化調査において、消防団施設の耐震化状況について調査 ※R7.4月時点の状況を消防庁においてとりまとめ中(R8.3月現在)	○	A	●危機管理部、●市町村
	6	○京都府及び市町村において、次期建築物耐震改修促進計画の見直しを行う。 <令和7年度に計画見直しを実施><令和11年度に計画の中間見直しを実施>	・令和7年度に計画見直しを実施 ・令和11年度に計画の中間見直しを実施	・令和7年度に計画見直し(R8~17)を完了(R8.1月公表)	◎	C	●建設交通部、市町村
1-1-2 住まいの耐震化を進める							
	7	○木造住宅等の耐震診断を進める。	→新計画において目標値を設定 →新計画に基づき住宅耐震診断事業(助成等)の見直し・継続 ・耐震診断の普及・啓発	・新計画における住宅の耐震化目標値を「耐震性の不十分な建物を概ね解消」に設定 ・住宅耐震診断事業(助成制度)を推進(H23~) 766戸受付(R7:12時点) 【経過】 R2:573戸実施 R3:628戸実施 R4:705戸実施 R5:584戸実施 R6:1311戸実施 ・ホームページ、パンフレット、府民だよりによる広報 ・関係業界団体と連携した普及・啓発を実施	○	C	●建設交通部、市町村
	8	○木造住宅の耐震診断・改修に係る専門技術者の養成・登録を進める。	・診断士登録講習会の開催 ・登録者数の拡大	・木造住宅耐震診断士登録者数 1,697名(R6末時点) *R3~7:府内全域を対象として、WEBにより診断士登録講習会を実施 ・R7年度登録者数 10名(見込み)(R8.1月時点)	○	C	●建設交通部、市町村
★	9	○木造住宅等の耐震化を進める。(耐震改修補助事業の実施) <耐震化率9.5%⇒耐震性の不十分な建物を概ね解消(~R17)>	→耐震化率9.5% →新計画において目標値を設定 (R7) ⇒耐震性の不十分な建物を概ね解消 ・新計画に基づき住宅耐震改修等事業(助成等)の見直し・継続 ・耐震改修の普及・啓発	・新計画における住宅の耐震化目標値を「耐震性の不十分な建物を概ね解消」に設定 ・住宅の耐震化率91%(R7推計値) ※経過:74.2%(H15年)→78%(H20)→81%(H25)→87%(H30)→90%(R5) ・制度実施市町村 本格改修 全市町村で実施(H23年度以降) 簡易改修 全市町村で実施(H29年度以降) ・耐震改修補助件数 R2 165戸、R3 143戸、R4 98戸、R5 68戸、R6 257戸、R7 246戸(R7.12末時点) ・簡易改修補助件数 R2 651戸、R3 591戸、R4 66戸、R5 48戸、R6 385戸、R7 290戸(R7.12末時点) ・R6・7年度耐震改修補助拡充[補助上限額100万円→125万円~] (改修後評点1.0以上の耐震改修:府補助額上限25万円→50万円 市町村により更に補助額の拡充あり)	○	C	危機管理部、●建設交通部、市町村

重点	No.	事業内容	推進プラン期間における目標	R7実績	達成状況	分類	担当部局
★	10	○住宅関連業界団体と連携し、補助制度の周知や出前講座等による耐震改修等の啓発を実施する。 ＜啓発活動を50回実施＞	・啓発活動を計50回実施	・耐震フェアや出前講座など対面での普及啓発を実施（23回） （R2～R6で啓発活動を84回実施） ＜例年実施のイベント等＞ ・地震につよい住まいづくり推進フェア等 （H27～R元,R3～7） ・各地のお祭り等で耐震フェア（多数開催） ・各地の防災訓練で耐震フェア（多数開催）	○	C	●建設交通部
	11	○市町村営住宅の耐震化を進める。	・「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、耐震診断及び耐震改修等の実施	・市町において公営住宅長寿命化計画の策定のもと、耐震診断・耐震改修等の安全性確保を順次実施 ・R5年度に全対象市町において「公営住宅長寿命化計画」策定完了 ・府内市町村営住宅の耐震化達成率 92.2%（R6） （参考）87.1%（R2）→87.1%（R3）→91.8%（R4）→92.1%（R5）	◎	C	危機管理部、●建設交通部、●市町村
	12	○府営住宅の耐震化を進める。	・「京都公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に建替や集約を実施	【建替事業の実施】 ・向日台団地整備事業 第1事業区：第1期工区の建設工事に着手 ・城南団地整備事業 第1期工区：4号棟建設工事着手	○	C	●建設交通部
★	13	○各市町村等と連携して家具の固定化等の室内安全対策等を進める。 ＜家具固定化率65%＞	・家具固定化率65%	・家具固定化率47%（R7.9月実施広報モニターアンケート） ・各種イベントにおいて家具の固定に関する啓発を実施 （耐震フェア、出前語らい、各訓練など）	○	C	●危機管理部、●建設交通部、市町村
1-1-3 学校施設の耐震化を進める							
	14	○私立学校（幼・小・中・高）の耐震化を進める。 ＜耐震化率100%＞	・耐震化率100%	・私立学校（幼・小・中・高）の耐震化率91.3%（R6.4月時点） ※R7.4月時点の状況を文科省においてとりまとめ中（R8.3月現在）	○	C	●文化生活部、私学
	15	○府立の大学の耐震化を進める。	・主要な建物の耐震性の確保	【医大】 ・主要な建物15棟のうち、2棟について耐震性が不足 【府大】 ・主要な建物等12棟のうち、6棟で耐震性が不足 ⇒耐震性の確保に向けて検討中	△	C	●府立大学法人（文化施設政策監）
	16	○国公立・私立大学の耐震化を進める。	・耐震改修に係る普及・啓発	・府内大学に対し、事業継続及び防災の取組に関する実態調査を実施（R8.2月） ※内容については精査中（R8.3月現在） （参考：全国） 国公立大学：99.9%（R7.4月時点） 私立大学等：96.6%（R7.4月時点）	○	C	●危機管理部、●各大学等
	17	○公立幼稚園の耐震化を進める。 ＜耐震化率100%＞	・耐震化率100%	・公立幼稚園の耐震化率94.8%（R7.4月時点）	○	C	●教育庁、市町村
	18	○公立学校のつり天井対策を進めるとともに、その他の非構造部材等においても耐震化を促進する。 ＜公立小・中学校のつり天井対策の完了＞ ＜吊り天井以外の非構造部材の耐震対策の完了＞	・公立小・中学校のつり天井対策の完了 ・吊り天井以外の非構造部材の耐震対策の完了	【つり天井対策】 ・残り3棟 【非構造部材の耐震対策完了率（R7.4月時点）】 ・幼78.6%、小中75.2%、 高27.0%、特支50.0%	○	C	●教育庁、市町村
1-1-4 医療・福祉施設の耐震化を進める							
★	19	○医療機関の耐震診断、耐震化を進める。	・耐震化に係る助成事業等の周知・啓発の継続 ・全国平均耐震化率に近づける	・医療機関の耐震化率 70.6%（R6.11月時点） ※R7.11月時点の状況をとりまとめ中（R8.3月現在） ※全国平均耐震化率:80.5%（R5.10月時点）	○	C	●健康福祉部、施設管理者（市町村、独立行政法人、医療法人等）
★	20	○社会福祉施設の耐震診断、耐震化を進める。 ＜耐震化率95.2%＞	・耐震化率95.2%	・社会福祉施設の耐震化率92.8%（R3.3月時点） ※R3以降の調査結果を厚労省においてとりまとめ中（R8.3月現在）	○	C	●健康福祉部、施設管理者（市町村、各法人等）

重点	No.	事業内容	推進プラン期間における目標	R7実績	達成状況	分類	担当部局
1-1-5 多数の人が集まる建物の耐震化を進める							
	21	○民間の多数の者が利用する既存不適格建築物等の耐震化を進める。 <大規模建築物の耐震化率99%→耐震性不足解消率100%（～R17）>	大規模建築物の耐震性不足解消率100%（R17） ・新計画に基づき大規模建築物耐震化支援事業（助成等）の見直し・継続 ・耐震改修の普及・啓発	・新計画における大規模建築物の耐震性不足解消率の目標値を「100%」に設定 ・耐促法に基づき、要緊急安全確認大規模建築物の所有者から報告のあった耐震診断結果を公表 ・大規模建築物の耐震化率84.86%（R7.12月末時点）<対象185棟（うち耐震性なし28棟） 府内全域> ※経過：:81%（R2）→81.8%（R3）→81.8%（R4）→83.2%（R5）→84.86%（R6） ・耐震改修等の助成 R2<耐震設計1棟> R4<耐震設計2棟> R5<耐震改修1棟、設計（工事監理）1棟> ・R6・7度は緊急的に大規模建築物の耐震化を促進するため、耐震改修等に係る補助制度を拡充（補助対象及び補助額を拡充）	○	C	危機管理部、●建設交通部、市町村、施設所有者
	22	○府立の大規模集客施設について耐震改修を進める。	・府立の大規模集客施設の耐震改修の実施	・丹後文化会館の特定天井対策の検討調査を実施 ・長岡京記念文化会館の特定天井対策工事の設計を実施	○	C	●文化生活部
	23	○市町村立の大規模集客施設（文化会館、公民館等）の耐震化を進める。 <耐震化率100%>	・耐震化率100% ・国補助メニュー等の周知継続	・県民会館公民館等の耐震化率：91.9%（R6.4月時点） ※R7.4月時点の状況を消防庁においてとりまとめ中（R8.3月現在）	○	C	●危機管理部、市町村
	24	○大規模空間を持つ建築物の天井の崩落防止対策等の耐震化を進める。	・府有施設の天井耐震改修の実施	府有施設 R元：天井の耐震改修1棟 R2：天井の調査1棟 R3：天井の耐震設計2棟 R4：天井の耐震設計1棟、耐震改修2棟 R5：天井の耐震改修1棟 R6：天井の耐震改修1棟 R7：天井の耐震設計1棟	○	C	●建設交通部、施設所有者
	25	○閉じ込め・挟まれ防止の安全装置等エレベーターの安全に係る技術基準について指導・啓発する。	・労働局等と連携した指導、啓発の継続	・建築物防災週間の現地査察において普及啓発を実施 ・安全対策が必要なエレベーターに対しては、労働基準局と連携し指導を実施 ・エレベーター安全装置設置啓発リーフレット、違法設置エレベーター対策リーフレットを配布	○	C	●建設交通部
1-1-6 二次災害を発生させる施設の安全対策を進める							
	26	○危険物等を取扱う施設の安全対策を進める。	・危険物取扱事業者に対する継続的な指導監督	・国から通知等を各消防本部に周知徹底。事故等発生時には、京都府独自に立入強化等の対策を通知 ・高圧ガスに係る危害予防規程において、大規模地震における事項を盛り込むよう指導を継続実施（125/127事業者で策定済み） ・危険物取扱者保安講習会を実施（R6：27回2,419名受講、R7：27回2,425名受講）	○	C	●危機管理部
1-1-7 中小規模の建物の耐震化を進める							
	27	○府内の経済団体と連携し、中小規模の建物の耐震化を進める。	・耐震化の重要性、融資制度及び優遇税制に係る啓発の継続	・京都府内の商工会議所や商工会と連携して、耐震化の重要性、融資制度及び優遇税制について建物所有者である中小企業等へポスターやチラシで周知	○	C	危機管理部、●建設交通部、市町村、建物所有
1-1-8 安心・安全に係る社会資本を適正に維持・更新する							
	28	○公共施設等総合管理計画管理方針に基づき、公共施設等の適正な維持管理を行う。	・適切な維持管理の継続	・公共施設等管理方針及び個別施設ごとの具体的維持管理方針等を定めた個別施設計画に基づき、公共施設の維持管理を実施	◎	C	●総務部、教育庁
1-1-9 文化財等の耐震化を進める							
	29	○文化財の耐震化、防火対策等を進める。	・国、府指定文化財等における防災施設設置等への補助を継続 ・文化財保護指導委員による巡視等	・京都府指定・登録文化財等補助金により、文化財所有者への防災資機材等の設置支援を実施 ・文化財保護指導委員による巡視の実施	◎	C	●教育庁、市町村、消防、文化財所有者
	30	○文化財防災対策マニュアルを所有者等へ周知し、文化財防災対策を実施する。	・文化財防災対策マニュアルの周知活動の継続	・新規文化財所有者への周知を継続	◎	C	●教育庁、京都市

重点	No.	事業内容	推進プラン期間における目標	R7実績	達成状況	分類	担当部局
	31	〇こころのふるさと京都の文化財保護事業を推進する。	・「文化財を守り伝える京都府基金」への寄付金を活用し、未指定文化財への防災対策等の補助を継続	・未指定文化財の防災施設の整備事業への補助を実施（11件）	○	C	●文化生活部
1-2 火災に強いまちづくりを進める							
1-2-1 火災予防対策を進める							
★	32	〇感震ブレーカー等の設置及び地震発生時の火気の使用停止等、火災の発生を防止するための準備や行動について普及・啓発を行う。	・関係機関等と連携した普及啓発活動の継続	・感震ブレーカー設置率：24%（R7.9月実施広報モニターアンケート） ・各種イベント等での啓発を実施（耐震フェア、総合防災訓練、出前語らい等） ・電気関係事業者と連携したリーフレット配布を実施	○	B	●危機管理部、●市町村、消防
	33	〇第6次京都府地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、地震時も利用可能な消防水利の整備を進める。 ＜耐震性貯水槽 計35基整備（R3～7）＞	・耐震性貯水槽 計35基整備（R3～7）	・耐水性貯水槽を計37基整備	◎	C	●危機管理部、●市町村、消防
★	34	〇密集市街地対策を進め、「地震時等に著しく危険な密集市街地」を解消する。	・府内の密集市街地の解消	・「地震時等に著しく危険な密集市街地」の指定を受けた全13地区中7地区が解消（京都市・向日市） ・現在、6地区（京都市）で事業実施中	○	C	建設交通部、●市町村
	35	〇第6次京都府地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、災害に強いまちづくり事業を進める。 ＜整備面積：避難地23ha（R3～R7）、避難路2.01km（R3～R7）＞	・避難地23ha（R3～R7） ・避難路2.01km（R3～R7）	【実績見込み】 避難地：8.9ha 避難路：0.8km	○	C	●危機管理部、建設交通部、農林水産部、●市町村
1-3 地震等に強い基盤整備を進める							
1-3-1 道路・河川等の整備・耐震化を進める							
★	36	〇府管理の緊急輸送道路の改良整備（拡幅）を進める。 ＜緊急輸送道路改良率90.9%＞	・緊急輸送道路改良率90.9% ※R5末時点90%	・緊急輸送道路の改良率90.1%（R6年度末時点）	○	C	●建設交通部
★	37	〇府管理の緊急輸送道路の道路橋の耐震化を進める。 ＜道路橋8橋の耐震化完了＞	・8橋の耐震化を完了を目指す（必要数：29橋）	・2橋の工事に着手	○	C	●建設交通部
	38	〇国管理の緊急輸送道路に架かる橋梁について、被災後も速やかな通行を確保できるよう、耐震化を進める。	・耐震補強回収の継続実施	・被災後速やかな機能回復が可能な性能を目指し、各橋梁の耐震対策を継続して実施	○	C	●近畿地方整備局
★	39	〇府管理の緊急輸送道路における法面对策工事を進める。 ＜法面総点検要対策箇所（156箇所）の工事完了＞	・法面総点検要対策箇所（156箇所）の工事完了	・135箇所の対策工事済み	○	C	●建設交通部
	40	〇京都縦貫自動車道の4車線化を進める。	・園部IC～丹波IC間 4車線化事業着手	・4車線化事業の早期実現について要望活動を実施（R7.6.3及びR7.11.5）	○	C	●建設交通部、NEXCO西日本 等
	41	〇新名神高速道路を全線開通する。	・事業を継続実施	・全線開通に向け、事業者において事業を継続実施中	○	C	●建設交通部、市町村、NEXCO西日本 等

重点	No.	事業内容	推進プラン期間における目標	R7実績	達成状況	分類	担当部局
★	42	○耐震改修促進計画により指定した緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進する。 ＜沿道建築物の耐震化性不足解消率4.2%（～R17）＞	・沿道建築物の耐震化性不足解消率4.2%（R17） ・新計画に基づき緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援事業（助成等）の見直し・継続	・緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化不足解消率：12%（耐震性不足29/33棟）（R7.12月時点） ・新計画における沿道建築物の耐震化目標値：耐震性不足解消率42%（R17） ・必要な対象道路の選定を完了（H27） ・H29年2月、京都府建築物耐震改修促進計画の一部改定により対象道路を指定（H28） ・耐震診断結果を公表（R5） ・対象建築物の所有者に対して支援制度の案内文書を送付。希望に応じて対面での事業説明を実施。 ・R2：耐震診断5棟 ・R3：耐震診断4棟、除却1棟 ・R4：耐震診断13棟、除却2棟 ・R5：耐震診断3棟、設計1棟 ・R6：耐震設計1棟 ・R7：除却1棟（R8.1工事進行中）	○	C	●建設交通部
	43	○緊急交通路指定予定路線等における信号機電源付加装置の維持管理・更新を行う。	・維持管理事業の継続	・緊急交通路指定予定路線の信号機電源付加装置を整備（28箇所）、更新（13箇所）	◎	C	●警察
★	44	○孤立集落となるおそれのある集落までのう回路がない道路に架かる道路橋の耐震化を進める。 ＜道路橋1橋の耐震対策完了＞	・道路橋1橋の耐震対策を完了	・う回路がない道路橋1橋について工事実施中	○	C	●建設交通部
★	45	○市町村管理の道路の改良整備（拡幅等）を進める。	・市町村道の改良整備の継続	道路総延長9,865.6km「道路統計年報2024 道路の現況」（改良済5,389.9km改良率56.3%）	○	C	●市町村
	46	○耐震対策に必要な河川・道路施設（国管理）の調査を実施する。	・継続した調査を実施	・管理河川・道路の耐震補強改修を継続して実施	○	C	●近畿地方整備局
	47	○低地地域の河川施設の耐震化を進める。	・城陽排水機場の工事に着手	・城陽排水機場の工事事業化の検討中	△	C	●建設交通部
	48	○市町村管理の河川施設の改良整備を進める。	・継続した改良整備の実施	・老朽化した設備の長寿命化を図るための改良整備促進	◎	C	●市町村
	49	○緊急輸送関連施設（交通管制施設）の整備を進める。	・渋滞緩和対策に必要な機器の更新の継続	・交通流監視カメラの更新（4基）	○	C	●警察
1-3-2 地震に強い急傾斜地、ため池等の整備を進める							
	50	○急傾斜地に係る土砂災害警戒区域の対策工事を進める。 ＜10箇所の対策工事完了＞	・10箇所の対策工事を完了	・10箇所のうち2箇所完成	○	C	●建設交通部
	51	○ため池の耐震調査、整備・廃止工事など防災・減災対策を進める。 ＜地震豪雨耐性評価（対象約280箇所）の完了及び38箇所を整備・廃止工事に着手かかる実施計画の策定（目標60箇所）の完了を目指す。（～R12まで）＞	・地震豪雨耐性評価（対象約280箇所）完了及び38箇所を整備・廃止工事に着手（～R12）	・地震豪雨耐性評価107箇所完了（累計） ・整備、廃止工事にかかる実施計画の策定29箇所完了（累計）	○	C	●農林水産部、市町村等
	52	○山地災害危険地区（5,072地区）の内、危険度の高い360地区の整備を進める。 ＜100地区の整備完了＞	・100地区の整備完了	・2地区の整備完了	○	C	●農林水産部

重点	No.	事業内容	推進プラン期間における目標	R7実績	達成状況	分類	担当部局
	53	○大規模盛土造成地の宅地耐震対策を推進する。	・R6年度簡易地盤調査結果を踏まえ、大規模盛土造成地の宅地耐震対策を推進する	・調査結果を公表し、今後は経過観察を行うことを決定	◎	C	●建設交通部
1-3-3 地震に強いライフライン施設の整備を進める							
★	54	○新たに策定した上下水道耐震化計画に基づき急所施設及び避難所等の重要施設に係る管路等の耐震化等を進める。 ＜令和11年度までに送水管路耐震化率55%を目指す＞ ＜令和11年度までに下水道管路耐震化率79%を目指す＞	・急所施設である府営水道の送水管路の耐震化を進める ＜令和11年度までに送水管路耐震化率55%を目指す＞ ・急所施設である流域下水道施設の管路等の耐震化を進める ＜令和11年度までに下水道管路耐震化率79%を目指す＞ ・各市町村が管理する上下水道の急所施設及び避難所等の重要施設に接続する管路等の耐震化を進める	【府営水道】 ・宇治浄水場送水管路工事完成し供用開始 ・引き続き、目標達成に向けて工事等を実施（耐震化率53%（R7年度末時点）） 【流域下水道】 ・目標達成に向けて詳細設計を実施（耐震化率67%（R7.3月末時点）） 【市町村】 ・24市町で上下水道耐震化計画策定済	○	A	●建設交通部、●市町村
	55	○長田野工業用水道施設の耐震化を進める。 ＜管路耐震化率11%（R9年度目標）＞	・工業用水道管路耐震化率11%（R9年度目標）	・目標達成に向けて耐震工事等を実施中（耐震化率8.3%（R7.3月末時点））	○	C	●建設交通部
	56	○循環型社会形成推進交付金等を活用し、市町村等の廃棄物処理施設の耐震化を進める。 ＜耐震化率100%＞	・耐震化率100%	・廃棄物処理施設の耐震化率96.4%（R6.3月末時点） ※R7.3月末時点の状況を環境省においてとりまとめ中（R8.3月現在）	○	C	●総合政策環境部、市町村等
	57	○電力施設の耐震・継続性を維持し、感震ブレーカー等の普及を促進する。	・電力施設の耐震性の維持 ・感震ブレーカーの普及啓発の継続	・電力施設の耐震性及び電力保安通信の2ルート化を維持継続 ・自治体防災訓練に参加し、防災ハンドブックの配布や感震ブレーカーを展示し、感震ブレーカーの普及啓発を実施	◎	C	●関西電力送配電
	58	○都市ガス施設の耐震化等を進める。 ＜マイコンメーター設置率100%を維持、2030年ガス管耐震化率95%＞	・耐震性の高いガス管への更新継続 ・マイコンメーター設置率100%を維持 ・2030年ガス管耐震化率95%	・耐震性の高いガス導管に順次更新 ・PE管を含めた耐震性の高いガス管を敷設 ・家庭用マイコンメーターの100%設置継続 ・地震計定期点検(1回/3年)の実施・機能維持 ・新設ガバナへの感震遮断装置の設置・機能維持	◎	C	●大阪ガスネットワーク
	59	○京都府無電柱化推進計画に則り、府管理道路における無電柱化を実施する。 ＜10kmの無電柱化の実施＞	・10kmの無電柱化の実施	・無電柱化の設計着手：15.69km（R8.3月末時点（見込）） ・無電柱化の工事着手：7.8km（R8.3月末時点（見込））	○	C	●建設交通部
	60	○通信施設の地震防災対策（無電柱化、施設の耐震化、中継交換機の更改等）を進める。	・無電柱化計画に則った電線類地中化の継続 ・所管施設の耐震性の維持	・無電柱化計画に則った電線類地中化を完了0.335km（R8.3月末時点（見込））	○	C	●NTT西日本
	61	○通信施設（携帯電話等）の地震防災対策を進める。	・耐震性の維持	・引き続き、通信施設・基地局の耐震性を維持	◎	C	●NTTドコモ ●KDDI ●ソフトバンク
1-3-4 地震に強いその他のまちづくりを進める							
	62	○ブロック塀や自動販売機等の転倒防止対策（安全対策の啓発等）を進める。	・ブロック塀の建築基準法上の取扱いに係る相談窓口の継続設置 ・安全点検の重要性の周知継続	・ブロック塀に係る建築基準法上の取扱いに係る相談窓口を設置し、安全点検の重要性について府HPにて啓発	○	C	危機管理部、●建設交通部、●市町村、施設所有者
	63	○落下対象物（外壁のタイル、窓ガラス、広告塔等）の地震に対する安全性を確保する。	・広告物の安全に関するパトロールを実施し、目視による調査を行う。（全市町村で実施）	・9市町（宇治市、伊根町、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、久御山町、精華町）でパトロール等を実施	○	C	危機管理部、●建設交通部、市町村、施設所有者

重点	No.	事業内容	推進プラン期間における目標	R7実績	達成状況	分類	担当部局
	64	○避難場所を確保するため、各市町において、土地区画整理事業、まちづくり交付金事業、都市公園防災事業等の国の支援制度も活用し、都市公園等の公共空地の整備を進める。 ＜公園の整備または再整備（防災）の完了 10公園＞	・公園の整備又は再整備（防災）の完了 10公園	・2公園を整備・供用（あやパーク（綾部市）、長岡公園（長岡京市））	○	C	危機管理部、●建設交通部、市町村
	65	○原子力災害発生時における広域避難計画の実効性を高める。	・避難道路や避難退域時検査等に必要な資機材を整備する ・国、関係府県及び関係機関と連携し、避難訓練を実施する	・電源立地交付金や緊急時避難円滑化事業等を活用した路線整備や、放射線計測機器など避難帯域時検査に必要な資機材の購入を実施 ・原子力総合防災訓練の実施（R7.11.30）	○	C	●危機管理部
	66	○漁港施設の耐震対策を進める。	・舞鶴漁港における耐震化を実施	・舞鶴漁港岸壁等の耐震化に向けた工事の実施設計を実施	○	C	●農林水産部
	67	○一般家庭、中小事業者、避難所等に太陽光発電設備等の普及促進、補助事業等を実施し、自立分散型エネルギーリソースを整備する。	・太陽光発電設備等に係る助成の継続	・家庭及び事業者向けに、太陽光発電設備と蓄電池の同時設置に対する助成を実施（実績：家庭向け249件、事業者向け認定件数4件（R7.12月末時点） ・条例義務量を超えて太陽光発電設備を導入する事業者への助成を実施（実績：14件）（R7.12月末時点）	◎	C	●総合政策環境部
1-3-5 津波に強い施設整備を進める							
	68	○港湾施設における耐震強化岸壁等の機能を維持する。	・耐震強化岸壁等の維持を継続	・定期点検実施済み ・支障箇所の復旧事案は無し	◎	C	●建設交通部
	69	○京都舞鶴港の港湾エリアで自立的エネルギー利用を実現する。	・自立分散型リソース、エネルギーマネジメントシステムの導入（計画期間：2050年まで）	・舞鶴港国際埠頭において、次世代型太陽電池（ペロブスカイト太陽電池）と既設太陽光発電を活用したグリーン水素製造及び純水素燃料電池を活用した非常時電力供給実証を実施 ・舞鶴港港湾脱炭素化推進計画の策定に向けて必要な検討等を実施	○	C	●総合政策環境部
	70	○海岸保全施設等の定期診断等を適切に実施する。	・維持管理計画に基づき海岸保全施設の点検診断を継続	・現在丹後沿岸海岸保全基本計画の変更作業中。 ・現行の維持管理計画に基づく点検診断は実施済み。	○	C	●建設交通部、農林水産部
	71	○全沿岸市町が津波浸水想定に基づき避難対象区域を設定し、津波避難路・避難場所の点検、整備を進める。	・全沿岸市町が津波浸水想定に基づき避難対象区域を設定	・沿岸5市町で津波浸水ハザードマップを公表済み ・3市（舞鶴市、宮津市、京丹後市）で自主防災組織等による津波避難訓練を実施 ・伊根町において津波避難路に手すりの設置を実施	○	C	●危機管理部、●市町村
	72	○日本海沿岸における津波観測体制を強化する。	・国に対し、日本海側の津波観測体制強化を要望	・令和7年春及び秋の政策提案において、国に対し、日本海側への津波観測計の新規設置を要望	○	A	●危機管理部
2 地震による被害を軽減する人づくり							
2-1 自助力を強化する（自助）							
2-1-1 個人・家庭の防災意識を高める							
	73	○平時から災害や災害時の行動に関して学び、自助意識を高める。（府職員出前語らいによる普及啓発）	・府民だより、出前語らいにより地震への備えについて周知を継続	・きょうと府民だより、ラジオ、ホームページ、SNSにより地震防災に関する広報・啓発活動を実施（府民だより9月号において、耐震診断・耐震改修に係る啓発を実施） ・備蓄にかかるチラシや期限間近の府備蓄品の配布により啓発を実施（サンガスタジアムでの来場者配布（R7.8.30）など） ・危機管理部において、出前語らい及び府民向け講演等を計25回実施	◎	C	●危機管理部、府民、家庭
	74	○地震防災に関する府民の意識調査・行動実態調査を実施する。	・府民アンケートの実施	・令和7年9月に府民向けアンケートを実施（備蓄、家具の固定、感震ブレーカー設置等）	◎	C	●危機管理部

重点	No.	事業内容	推進プラン期間における目標	R7実績	達成状況	分類	担当部局
★	75	○地震・津波防災に関する広報・啓発活動を実施する。(緊急地震速報・南海トラフ地震臨時情報、津波フラッグ、地震や火災等における早期避難等について啓発)	・緊急地震速報・南海トラフ地震臨時情報について啓発 ・津波フラッグの普及・活用の実施	【京都府】 ・きょうと府民だより、ラジオ、ホームページ、SNSにより地震防災に関する広報・啓発活動を実施(きょうと府民だより9月号において、耐震診断・耐震改修に係る啓発を実施) ・出前語らい講座及び防災訓練等での啓発活動を実施 ・津波フラッグ：京都市総合防災訓練でパネル展示 ・南海トラフ地震臨時情報：消防大会でパネル展示 【京都気象台】 ・各種講演活動を実施	○	B	●知事室長G、●危機管理部、●市町村、●京都地方気象台
	76	○災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板サービス等について啓発する。	・各種イベントでの普及・啓発の継続	・各自治体総合防災訓練にて啓発活動を実施。	◎	C	●NTT西日本、NTTドコモ、●KDDI、●ソフトバンク等
2-1-2 減災に向けて個人(家庭)で行動する							
	77	○家庭における家具固定等の防災対策を進める。	・家庭での防災対策について普及啓発を継続	・家具固定率：47%(R7.9月実施府民広報モニターアンケート) ・きょうと府民だより、ラジオ、ホームページ、SNSにより地震防災に関する広報・啓発活動を実施(きょうと府民だより9月号において、耐震診断・耐震改修に係る啓発を実施) ・危機管理部において、出前語らい及び府民向け講演等を計25回実施	○	C	●危機管理部、●市町村、府民、家庭
	78	○家庭内、企業内で3日分の備蓄(できれば1週間分)の確保を推進。	・備蓄の有効活用等を通じ普及啓発を継続	・備蓄の実施状況(R7.9月実施府民広報モニターアンケート) 3日以上：30% 2日程度：27% 1日程度：21% 備蓄していない：22% ・出前語らい等の実施(R7年度25件) ・備蓄にかかるチラシや期限間近の府備蓄品の配布により啓発を実施(サンガスタジアムでの来場者配布(R7.8.30)など)	○	C	●危機管理部、市町村、府民、家庭
2-2 地域力を強化する(互助・共助)							
2-2-1 地域で計画する							
	79	○様々な地域活動を通じて、住民同士の顔の見える関係をつくる。	・避難行動タイムライン作成ワークショップ等による地域の防災活動への支援の継続	・地域交響プロジェクト交付金による自主防災組織や自治会等の活動支援を実施 ・地域交響プロジェクトパートナーシップミーティングの取組みとして、地域交響プロジェクト交付金交付団体と防災に係る意見交換会を実施(R8.3.13)	◎	C	●危機管理部、●文化生活部、●広域振興局、●市町村、地域
	80	○地域における地区防災計画の作成を支援し、防災計画等に反映する。	・地区防災計画の周知、作成支援を継続	・地域交響プロジェクト交付金による自主防災組織や自治会等の活動支援を実施 ・内閣府主催の地区防災計画作成に係る説明会や研修会等において、普及啓発を実施	○	C	●市町村、地域
2-2-2 地域で組織する							
	81	○府、市町村、地域住民が一体となって大規模な被害が想定される地域における防災対策を行う。	・タイムライン作成ワークショップ等により、地域の防災対策を継続して推進	・市町村を中心に自治会向けの出前講座や各地区連合会への作成依頼、災害・避難カードの配布等を実施	○	C	●危機管理部、各広域振興局、市町村
	82	○自主防災組織の活性化を支援する。	・自主防災組織率100%を目指す ・自主防災組織のリーダー等を防災士に養成	・自主防災組織率：90.9%(R7.3月末時点) ・自主防災リーダー等を対象として、防災士養成研修を開催(北部1回・南部2回、計3回)	○	B	●危機管理部、●市町村
	83	○機能別団員など消防団に加入しやすい環境づくりを進め、消防団の活性化を図る。	・消防団の機能を維持するための入団者数の増加 ・女性団員増加 ・消防団応援の店登録店舗数の増加 ・消防団と企業との連携促進	・消防団員数：15,466人(R7.4月時点) ・消防団員充足率：83.8%(条例定数18,466人)(R7.4月時点) ・HPやポスターによる啓発実施、家族も来場しやすい消防操法大会の実施等 ・女性団員：791人(R7.4月時点) ・消防団・地域企業等連携推進事業の実施：3件	○	B	●危機管理部、●市町村
2-2-3 地域で備える							
	84	○地域での防災教育(赤十字防災セミナー等)を継続して実施する。	・赤十字防災セミナーの継続開催 ・赤十字防災セミナー指導者の養成	・赤十字防災セミナーの実施(R6年度実績:30件) ※R7年度実績についてとりまとめ中	◎	C	危機管理部、市町村、●日赤

重点	No.	事業内容	推進プラン期間における目標	R7実績	達成状況	分類	担当部局
	85	○府民の応急手当普及講習受講を進める。	・救急法等講習の継続開催 ・指導員の養成	・救護員等の訓練、研修の実施 訓練参加：6件（R6年度実績） 研修会：12件（R6年度実績）	◎	C	危機管理部、市町村、●日赤
	86	○消防団の活動拠点や資機材の改善・充実等により活動環境を整備し、企業・大学等との共助活動を促進する。	・「わがまちの消防団強化交付金」により活動支援を継続	・消防団向け補助「わがまちの消防団強化交付金」 R6年度交付決定額 81,831千円 R7年度交付決定額 82,108千円（見込） ・消防団応援の店登録店舗数 R6:283店舗 R7:289店舗（R8.1.13時点）	○	C	●危機管理部、市町村
★	87	○津波注意報・警報発表時の避難経路・避難場所などを定めた津波避難タイムラインの策定を支援する。	・津波浸水想定区域を有する全地域において作成を推進	・京都市総合防災訓練で津波フラッグに係るパネル展示 ・タイムライン作成促進に向けて、市町村に対して、振興局とともに防災士派遣制度の活用について、働きかけを実施	○	A	●危機管理部、●市町村
	88	○水害等避難行動タイムライン策定により地域の共助体制を強化する。 ＜危険地域を有する全地域で策定＞	・危険地域を有する全地域で策定	・1,519地区のうち、1,206地区作成済み（R8.1月末時点） ・作成促進に向けて、市町村に対して、振興局とともに防災士派遣制度の活用について、働きかけを実施	○	C	●危機管理部、各広域振興局、●市町村
★	89	○府と市町村が連携し、地域防災のリーダーとなる役割が期待される防災士を育成する。 ＜800名を養成（計画期間：令和8年度まで）＞	・800名を養成（計画期間：令和8年度まで）	・府養成研修受講者として、各市町村へ地域の防災リーダーとして期待される人材の推薦を依頼 ・R8.1月末時点で計551名を養成（防災士認証登録申請済） ※試験合格者数：678名（R8.1月末時点） ・府養成研修受講者について、防災分野におけるアピールポイント等をアンケートで調査し、市町村あて共有 ・府総合防災訓練における日本防災士会京都府支部の参加	○	A	●危機管理部、市町村
	90	○地域の生活コミュニティの維持・継続・再建体制の整備を支援する。	・地域力向上のための支援を継続	・地域交響プロジェクト交付金による自主防災組織や自治会等の活動支援を実施	◎	C	危機管理部、●文化生活部、市町村
2-2-4 地域で訓練する							
	91	○防災士や大学生など地域の様々な構成主体が参加した防災訓練等を実施する。	・府総合防災訓練への住民等の参画 ・各市町村・地域における防災訓練を実施 ・防災士、福祉避難サポートリーダーと連携した訓練の実施	・福祉避難サポートリーダーを対象に、実際の災害時を想定した避難所運営研修を実施 ・京都府総合防災訓練及び地域防災力充実強化大会（R8.2.22）において京都学生FASTが参画	○	B	●危機管理部、●健康福祉部、市町村、防災関係機関、企業、NPO、地域、自主防災組織
	92	○全沿岸市町で津波ハザードマップに基づき津波避難訓練を実施する。	・全沿岸市町において津波避難訓練を実施	・3市（舞鶴市、宮津市、京丹後市）で自主防災組織や地域における避難訓練を実施 ・伊根町で津波避難路における手すりの整備を実施	○	C	●危機管理部、●市町村
	93	○ため池の決壊を想定した防災訓練を継続実施する。	・システムを利用したため池防災伝達訓練を実施	・ため池防災伝達訓練の実施（R7.5.22）	◎	C	●農林水産部、市町村
2-3 地域の危険情報を共有する（自助・共助）							
2-3-1 危険地域の指定を進める							
	94	○土砂災害警戒区域等の調査を行い、区域を追加指定する。	・調査、追加指定を継続して実施	・調査 78箇所実施 ・追加指定 45箇所実施	○	C	●建設交通部
	95	○府民の生命又は身体に危害を及ぼす災害の原因となるおそれがある森林を要適正管理森林として指定する。	・調査、追加指定を継続して実施	・第18次指定を実施予定 京丹後市2箇所（見込み） 計41箇所（見込み）	○	C	●農林水産部

重点	No.	事業内容	推進プラン期間における目標	R7実績	達成状況	分類	担当部局
2-3-2 ハザード情報の共有体制を整備する							
	96	○災害危険（マルチハザード）情報を随時更新する。	・更新を継続	・最新の実績データに随時更新	◎	C	●危機管理部、総合政策環境部
	97	○土砂災害等に係る情報を周知する。	・ハザードマップ等での周知を継続	・ハザードマップ等の順次更新 ・説明会・パネル展を開催 ・各市町村において、ハザードマップの配布や住民向けイベント等により周知	◎	C	危機管理部、●建設交通部、市町村
2-4 学校の防災力を強化する（共助）							
2-4-1 学校における防災教育を充実する							
★	98	○学校安全計画に基づき発達の段階を踏まえた防災教育を実施する。	・学校安全計画の随時確認・改善 ・防災訓練の継続実施 ・学校安全教室指導者講習会の開催 ・高校における防災教育プログラムの活用を含めた防災教育の推進	・学校安全計画策定状況(R7) 小・中・高校・特支100% ・学校安全計画検証状況(R7) 小・中・高校・特支100% ・学校安全教室指導者講習会を開催。府内全ての学校を対象に、指導主事から学校安全計画の策定と改善方法について説明の他、効果的な防災教育のあり方などについて講演 ・府立高校向け防災教育プログラムの活用校 40校 ・防災・減災に活躍できる人材育成支援事業の講師として指導主事を派遣	○	B	危機管理部、●教育庁、市町村、学校
★	99	○市町村や地域、専門家等と連携した防災教育を実施する。	・学校安全教室推進事業(H30～)の継続実施 ・小学校における防災デジタルハンドブックの活用の啓発	・学校安全教室指導者講習会を開催し、専門家から効果的な防災教育のあり方などについて講演を実施 ・各小学校に向けて、R6年度に作成した小学生向け防災デジタルハンドブックについて、活用方法等の周知を実施	○	B	危機管理部、●教育庁、市町村、学校
	100	○特色ある教育として防災教育を行う私立学校等を支援する。	・特色教育推進補助事業の継続	・特色教育推進補助事業により、私立学校の防災・安全教育の取組を支援 (R7実績：小学校5校、中学校4校、高等学校16校)	◎	C	●文化生活部
2-4-2 学校の危機管理体制を強化する							
	101	○発災後の初期対応、教育活動の継続・再開に備えた研修の開催など、教職員の危機対応能力の向上を図る。	・学校安全教室指導者講習会の継続開催 ・防災教育を含めた学校安全研修の継続実施	・学校安全教室指導者講習会を開催し、指導主事から災害発生時の初期対応などについて説明の他、専門家から、災害発生後の教育活動の再開に備えた支援体制整備や災害発生前に平時から取り組める防災教育について講演を実施	◎	C	文化生活部、●教育庁、学校、市町村、
	102	○学校の危機管理体制を強化する。	・全校で毎年、危険等発生時対応要領（危機管理マニュアル）の確認・改善を実施	・危険等発生時対応要領策定状況(R7) 小・中・高校・特支100% ・危険等発生時対応要領検証状況(R7) 小・中・高校・特支100% ・学校安全教室指導者講習会において、指導主事から危険等発生時対応要領（危機管理マニュアル）の改善の視点やその方法について説明	◎	C	文化生活部、●教育庁、市町村、学校

重点	No.	事業内容	推進プラン期間における目標	R7実績	達成状況	分類	担当部局
★	103	○災害時学校支援チームによる児童の心のケアや学校の早期再開を支援する。 ＜災害時学校支援チームの養成：3箇年で200名以上を目指す＞	・災害時学校支援チームの養成：3箇年で200名以上を目指す（令和9年度の登録状況を踏まえ、以後の目標を検討）	・チーム員養成研修を開催し、新たに88名のチーム員を委嘱	○	A	●教育庁
2-5 企業・大学等の防災力を強化する（共助）							
2-5-1 京都全体のBCPを高める							
	104	○府内の行政、関係団体、金融機関、ライフライン機関、専門家等をメンバーとする推進会議を開催し、「京都BCP」の推進を図る。 ＜京都BCP推進会議等の開催：年1回以上＞	・京都BCP推進会議等の開催：年1回以上	<ul style="list-style-type: none"> 京都BCP推進会議の開催（R8.2.24） BCP策定支援セミナーを開催（R7.10.3） 京都BCP企業交流会を開催（R7.8.1） 京都BCP地元金融機関図上訓練及び意見交換会を実施（R7.9.3） 京都BCPライフライン連絡会を実施（R7.8.21） 京都BCPライフライン連絡会図上訓練を実施（R7.9.4） 京都工業会と連携し、「BCP・危機管理研究会」を開催（R8.2.3、R8.2.17） 	◎	C	●危機管理部、商工労働観光部、企業等経済団体
	105	○地元金融機関における連携型BCPを確立する。 ＜金融機関とのBCPに関する意見交換、図上訓練を実施：年1回以上＞	・金融機関とのBCPに関する意見交換、図上訓練を実施：年1回以上	・京都BCP地元金融機関図上訓練及び意見交換会を実施（R7.9.3）	◎	C	●危機管理部、各金融機関
	106	○地域や業界における災害の情報共有や相互応援等の連携型BCPを拡大する。 ＜BCP企業交流会の開催：年1回以上＞	・BCP企業交流会の開催：年1回以上	<ul style="list-style-type: none"> BCP策定支援セミナーを開催（R7.10.3） 京都BCP企業交流会を開催（R7.8.1） 	◎	C	●危機管理部
	107	○企業におけるBCP策定・活用を支援する。 ＜BCP策定支援セミナーの開催：年1回以上＞	<ul style="list-style-type: none"> BCP策定支援セミナーの開催：年1回以上 中堅企業の過半数で策定を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> BCP策定済み中堅企業（全国）：45.5%（R5年度国調査） BCP策定支援セミナーを開催（R7.10.3） 京都BCP企業交流会を開催（R7.8.1） 京都工業会と連携し、「BCP・危機管理研究会」を開催（R8.2.3、R8.2.17） 中小企業応援隊の取組として、事業継続力強化計画やBCP策定に係る研修を実施（京都商工会議所、大山崎町商工会、福知山商工会議所、宇治田原町商工会） 	◎	C	●危機管理部、商工労働観光部、市町村、企業、商工会議所等経済団体
	108	○商工会議所、商工会が市町村と共同で作成する事業継続力強化支援計画の策定・更新を支援するとともに、中小企業に対する事業継続力強化計画の策定を啓発・支援する。 ＜事業継続力強化支援計画策定率100%を達成・維持＞	・事業継続力強化支援計画策定率100%を達成・維持	<ul style="list-style-type: none"> 府内28商工会・商工会議所のうち、25団体において認定済み 2団体の事業継続力強化支援計画の更新を支援 計画を未策定の団体に対し、計画の必要性について周知 	○	C	危機管理部、●商工労働観光部、市町村、商工会議所・商工会
	109	○大学における事業継続体制を確保する。	・大学に向けたBCP作成に係る周知の継続	<ul style="list-style-type: none"> 府内大学に対し、事業継続及び防災の取組に関する実態調査を実施（R8.2月） ※内容については精査中（R8.3月現在） 	○	C	●危機管理部、総合政策環境部、大学
2-5-2 府内の企業・大学等の防災力を強化する							
	110	○京都学生FASTなど大学における消防防災サークルの立ち上げ、活動を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> 大学生消防防災サークル支援事業（京都学生FAST）の活性化 府内大学生を対象に防災啓発活動を実施 	<ul style="list-style-type: none"> FAST立ち上げ大学数：13大学 令和7年度京都府総合防災訓練において、学生が考案した防災ボードゲームを展示 令和7年度防災士養成研修について、京都学生FASTに加入する学生8名が受講 各大学FASTにおいて学園祭やSNS等による軽発・広報活動を実施 	○	C	●危機管理部、市町村
	111	○企業の防災力（防災計画の策定、帰宅困難時の対策等）の強化を支援する。 ＜BCP策定支援セミナーの開催：年1回以上＞	<ul style="list-style-type: none"> BCP策定支援セミナーの開催：年1回以上 府、市町村防災訓練への参画の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> BCP策定支援セミナーを開催（R7.10.3） 京都BCP企業交流会を開催（R7.8.1） 京都工業会と連携し、「BCP・危機管理研究会」を開催（R8.2.3、R8.2.17） 中小企業応援隊の取組として、事業継続力強化計画やBCP策定に係る研修を実施（京都商工会議所、大山崎町商工会、福知山商工会議所、宇治田原町商工会） 	○	B	●危機管理部、商工労働観光部、市町村、企業、商工会議所等経済団体
2-6 多様な視点で取り組む（共助・公助）							
2-6-1 多様な視点を取り入れた防災対策を進める							
	112	○多様な視点を踏まえた防災対策を検討するための意見交換会等を実施する。 ＜多様な視点での防災対策意見交換会の開催：年1回以上＞	・多様な視点での防災対策意見交換会の開催：年1回以上	・多様な視点での防災対策意見交換会を実施（R8.3.17）	◎	C	●危機管理部、●市町村、NPO等、地域
	113	○外国人が参加する訓練や外国人を支援する災害時ボランティア研修に継続して取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> 災害多言語支援センター運営研修・訓練の実施 災害時外国人サポーターの養成 外国人住民参加による防災研修・訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時外国人支援ネットワーク会議（3回） 災害多言語支援センター運営研修・訓練の実施（1回） →12月 舞鶴市にて実施 参加者64名 災害時外国人サポーターを対象にした研修の実施（3回） →第1回（6月、参加者71名） 第2回（10月、参加者29名） 第3回（2月、参加者22名） 外国人住民参加による防災研修・訓練の実施（2回） →8月 宮津市にて実施 参加者16名 11月 城陽市にて実施 参加者19名 	◎	C	●知事室長G、危機管理部、市町村、(公財)京都府国際センター

重点	No.	事業内容	推進プラン期間における目標	R7実績	達成状況	分類	担当部局
	114	○外国人住民のための生活相談事業、日本語教育推進事業を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・外国住民相談窓口の設置継続 ・地域日本語教室の開設・研修支援の継続 ・「やさしい日本語」の普及継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の開設 →相談実績693件（12月末時点） ・地域日本語教室における学習支援者を対象にした研修の実施（参加者171人） →実施市町村名 八幡市、久御山町、福知山市、井手町、城陽市、木津川市、宇治田原町、南丹園域（南丹市、亀岡市、京丹波町）、京丹後市（予定）京田辺市 ・「やさしい日本語」研修の実施（1回） →11月 南丹市にて実施 参加者22名 	◎	C	●知事室長G、市町村、(公財)府国際センター
	115	○災害時に備え、駐日外国公館等との連絡体制を維持する。	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省・領事館等との連絡体制の継続確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省大阪分室や領事館等と連携し、安否情報等の連絡体制を維持 ・外務省からの外国人被災者に係る問合せ対応窓口を国際課に設置 	◎	C	●知事室長G
	116	○被災時の女性のための相談体制づくりを進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センター等のネットワーク会議の開催 ・女性相談員育成研修等の実施 ・女性警察官への研修・訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センターネットワーク会議を開催（1回） ・災害時女性相談サポーター養成講座受講者数（25名） ・女性特別機動隊教育訓練において、災害警備を想定した図上訓練を実施 	◎	C	●文化生活部、●警察
3 行政等の初動対応力の向上を図る							
3-1 災害対策本部機能を整備・強化する							
3-1-1 災害対策本部の設置・運営を強化する							
★	117	○危機管理センター及び支部機能の代替機能を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理センター支部、危機管理センター外での対応訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府業務継続基本指針に危機管理センターの代替施設を明記 ・各振興局業務継続マニュアルに災害対策支部の代替施設を明記予定（R8.3月末時点） ・災害対策支部（4支部＋7総合庁舎）の情報収集・共有機能の確保に向け、必要設備の研究に着手 ・各振興局において災害対策本部支部訓練を実施 	○	A	●危機管理部、●各広域振興局
	118	○京都府災害時応急対応業務マニュアルを更新し、実効性を確保する。 <マニュアルに沿った運用訓練の実施：年3回>	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルの更新（R7） ・マニュアルに沿った運用訓練の実施：年3回 	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府災害時応急対応業務マニュアルの見直しに着手 ・水害対応訓練（R7.5.23）、京都府総合防災訓練（図上訓練）（R7.8.27）、地震災害対応訓練（R8.3.11）の実施 	◎	C	●危機管理部
	119	○災害対応に係る災害対策本部内の具体的な役割分担に基づいた訓練等を実施する。 <災害対策本部事務局運営訓練及び災害対策本部会議訓練の実施：年3回>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部事務局運営訓練及び災害対策本部会議訓練の実施：年3回 	<ul style="list-style-type: none"> ・水害対応訓練（R7.5.23）、京都府総合防災訓練（図上訓練）（R7.8.27）、地震災害対応訓練（R8.3.11）の実施 	◎	C	●危機管理部
★	120	○非常時専任職員等の府職員の災害応力の向上を図る。 <非常時専任職員に対する訓練・勉強会を開催：年4回以上>	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時専任職員に対する訓練・勉強会を開催：年4回以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時専任職員及び市町村防災担当職員を対象とする研修を開催（本庁（危機管理センター）R7.5.12、各広域振興局R7.5.13～19 計6回） ・被災地支援経験のある職員について、居住地入りの名簿を作成 ・水害対応訓練（R7.5.23）、京都府総合防災訓練（図上訓練）（R7.8.27）、緊急参集訓練（R8.1.16）、地震災害対応訓練（R8.3.11）の実施 	○	A	●危機管理部
	121	○災害時に応急対応を行う手順をまとめた業務マニュアルの作成等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村において災害対応に係るマニュアルの随時作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・20市町村でマニュアルを策定済 	○	C	●市町村
	122	○南海トラフ地震臨時情報への対応について、対応マニュアルの作成を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・国検証結果を踏まえ対応マニュアルを改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震臨時情報発表時の対応マニュアルの作成に着手（R8年度防災会議までに作成見込） 	○	A	●危機管理部、●市町村
	123	○大規模地震発生時の業務継続計画について、改定を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・府業務継続マニュアルの点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・全庁版業務継続マニュアルの見直しを実施（R7.5.26） ・マニュアル策定が必要な20部局のすべてで部局別マニュアル等の見直し完了見込み（R8.3月末時点） 	○	B	●危機管理部、全部局

重点	No.	事業内容	推進プラン期間における目標	R7実績	達成状況	分類	担当部局
	124	○市町村における業務継続体制を確保する。	・市町村業務継続計画に重要6要素を盛り込むよう支援の実施	・6要素策定済み：9市町村 京都市、福知山市、宮津市、京田辺市、宇治田原町、和束町、精華町、伊根町、与謝野町 ・5要素策定済み：8市町村 綾部市、宇治市、亀岡市、向日市、長岡京市、南丹市、木津川市、井手町 ・4要素策定済み：6市町村 舞鶴市、八幡市、京丹後市、大山崎町、久御山町、笠置町 ・3要素策定済み：2市町村 城陽市、南山城村 ・2要素策定済み：1市町村 京丹波町	○	C	●市町村
	125	○職員の初動体制を確保する。 ＜緊急参集訓練の実施：年1回＞ ＜非常時専任職員に対する訓練・勉強会を実施：年4回以上＞	・緊急参集訓練の実施：年1回 ・非常時専任職員に対する訓練・勉強会を実施：年4回以上	・緊急参集訓練の実施（R8.1.16） ・非常時専任職員及び市町村防災担当職員を対象とする研修を開催（本庁（危機管理センター）R7.5.12、各広域振興局R7.5.13～19 計6回）	◎	B	●危機管理部、市町村、防災関係機関
	126	○BCP等に基づき適切に職員用備蓄を継続実施する。	・危機管理センター内備蓄庫・京都倉庫において必要な備蓄を実施	・危機管理センター及び京都倉庫において、食料・飲料水の備蓄を実施	○	C	●危機管理部
	127	○実践的な災害対応訓練や研修を実施し、職員の災害対応能力を高める。 ＜京都府総合防災訓練の実施：年1回＞ ＜地震対策図上訓練の実施・検証：年1回＞	・京都府総合防災訓練の実施：年1回 ・地震対策図上訓練の実施・検証：年1回	・京都府総合防災訓練を実施（R7.8.27（図上）、R7.8.31） ・地震災害対応訓練を実施（R8.3.11）、検証内容を京都府災害時緊急対応業務マニュアルに反映予定	◎	C	●危機管理部、市町村、防災関係機関
	128	○停電等を想定した機能喪失訓練を実施する。 ＜ライフラインに係る図上訓練の実施：年1回以上＞	・ライフラインに係る図上訓練の実施：年1回以上	・京都BCPライフライン連絡会図上訓練を実施（R7.9.4）	◎	C	●危機管理部
	129	○防災職員等に対する研修等を実施する。 ＜府、市町村職員の災害対応研修の実施：年1回以上＞	・府、市町村職員の災害対応研修の実施：年1回以上 ・被災者支援業務や要配慮者支援等、各災害対応業務に係る研修の実施	・市町村防災力強化専門研修（福祉避難所実務研修）を実施（R7.9.18、11.17）	◎	C	●危機管理部、市町村
	130	○遺族の支援に係る現場対応能力の向上及び関係機関との連携強化を図る。 ＜死傷者多数事案を想定した被害者等支援連携訓練を実施：年1回以上＞	・死傷者多数事案を想定した被害者等支援連携訓練を実施：年1回以上	・（一社）日本DMORTと、災害等発生時における死亡者家族の支援と平素の教養訓練に関する協定を締結（R3.3月）し、連携した支援体制を構築 ・（一社）日本DMORTと死傷者多数事案における被害者等支援連携訓練を実施 ・令和7年度近畿管区広域緊急援助隊合同訓練において、DMORTと連携して遺族支援訓練を実施	◎	C	●警察、市町村
3-1-2 通信の手段を確保する							
	131	○市町村の防災行政無線のデジタル化整備を進める。 ＜デジタル化率整備率100%＞	・デジタル化率整備率100%	・デジタル無線・同系無線のいずれかの導入を促進するため、消防庁の実施するアドバイザー会議を南丹市、大山崎町で実施 ・今年度中に全市町村の防災無線の整備・デジタル化を達成予定	◎	C	●危機管理部、市町村
	132	○府衛星通信系防災情報システムを維持する。	・衛星通信系防災情報システムの維持を継続	・定期点検・障害復旧対応等を継続実施	◎	C	●危機管理部
	133	○衛星通信設備の早期導入等による非常用通信を確保する。 ＜衛星通信システム（第3世代）の整備完了（R8）＞	・衛星通信システム（第3世代）の整備完了（R8）	・衛星系設備を配備する府庁舎や市町村庁舎等49局すべてで整備完了	◎	A	●危機管理部、●市町村、●消防
	134	○衛星通信設備等が速やかに使用できるよう平時から訓練を実施する。 ＜衛星回線による非常時通信確保訓練の実施：年1回以上＞	・衛星可搬局の設置訓練の実施 ・衛星回線による非常時通信確保訓練の実施：年1回以上 ・民間通信事業者との連携による衛星アンテナ、Wi-fi設置に係る図上訓練の実施	・広域防災活動拠点訓練において、衛星携帯電話等による通信訓練を実施（R8.3.11） ・衛星回線を用いた非常時通信確保訓練の実施（R7.） ・京都BCPライフライン連絡会図上訓練を実施（R7.9.4）	○	A	●危機管理部、●市町村、●通信事業者等

重点	No.	事業内容	推進プラン期間における目標	R7実績	達成状況	分類	担当部局
	135	○重要通信を確保する。(NTT)	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信センターの分散 中継伝送路の多ルート化・2ルート化等非常時優先電話の確保 特設公衆電話の設置 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板サービスの開設 移動電源車の整備及びポータブル衛星の増備 通信孤立回避の検討 	特設公衆電話の・重要通信センターの分散 ・中継伝送路の多ルート化・2ルート化等非常時優先電話の確保 ・特設公衆電話の設置(24市町村、工事中1市町村) ・災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板サービスの開設 ・移動電源車の整備及びポータブル衛星の増備 ・通信孤立回避の検討 ・衛星通信設備による通信の確保設置完了	◎	C	●NTT西日本、NTTドコモ
	136	○災害時の通信サービスを確保する。(KDDI)	<ul style="list-style-type: none"> 基幹伝送路の多ルート化と経路分散 電源確保の備え 通信局舎…自家発電機の設置 各無線基地局…予備蓄電池の設置 移動電源車の配備 車載型無線基地局の配備、増強 災害用伝言板サービスの提供 衛星電話の自治体への貸出 	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信の確保 基幹伝送路の多ルート化と経路分散 電源確保の備え 通信局舎…自家発電機の設置 各無線基地局…予備蓄電池の設置 移動電源車の配備 車載型無線基地局の配備、増強 災害用伝言板サービスの提供 衛星電話の自治体への貸出 ⇒高病原性鳥インフルエンザへの対応のため、StrarLink1台を京都府に貸出	◎	C	●KDDI
	137	○災害時の通信サービスを確保する。(ソフトバンク)	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信の確保 伝送路の多ルート化 災害用伝言ダイヤルの開設 電源確保 通信孤立回避 	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信の確保 伝送路の多ルート化 災害用伝言ダイヤルの開設 電源確保→非常用発電機の設置 通信孤立回避→移動式無線者の配備 	◎	C	●ソフトバンク
	138	○警察無線の運用訓練を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 本部代替施設における通信確保訓練の実施 中継施設等での機能確保訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 本部代替施設で災害回線による通信機能の確立訓練を実施(1回) 無線中継所の電源喪失を想定した非常用電源車による電源供給訓練を実施(1回) 	◎	C	●警察
3-1-3 被害情報の収集を迅速に進める							
★	139	○国の新たな総合防災システム(SOBO-WEB)との連携を行う。	<ul style="list-style-type: none"> SOBO-WEBとの連携完了(R7・8) 自衛隊等、関係機関と連携した訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 京都府総合防災システムとSOBO-WEBとの連携完了 市町村や防災関係機関に対し、国のSOBO-WEBに係る研修会を実施(R7.5月) 	○	A	●危機管理部
	140	○総合防災情報システムを効率的に活用した訓練を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部運営訓練等の実施・検証 	<ul style="list-style-type: none"> 京都府総合防災訓練(図上訓練)において、宮津市災害対策本部、丹後支部とシステムを活用し訓練実施 	◎	C	●危機管理部、市町村
★	141	○危機管理センターの映像情報システムと接続するライブカメラを順次増設する。	<ul style="list-style-type: none"> 映像伝送できるライブカメラ・ヘリテレ拡充に係る協議の継続 映像伝送訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 映像伝送できるライブカメラ・ヘリテレ拡充を継続 映像伝送の訓練を2回実施(京都府総合防災訓練、消防庁映像伝送訓練) 	○	A	●危機管理部
	142	○民間企業がICT・AI技術を活用して提供する情報を入手し、災害対策に活用する仕組みを構築する。	<ul style="list-style-type: none"> スマート防災事業の普及促進 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年に2企業のアプリが府のサーバと連携し、避難所のデータを取得 京都府防災防犯情報メールの情報を24団体が二次利用して情報発信 引き続き、連携企業等の確保を推進 	○	C	●危機管理部
★	143	○ドローンやヘリテレ映像等により災害事象の早期覚知・被災状況を把握する。 <防災ヘリ、ドローン、船舶・艦艇等活用機関と連携した映像伝送訓練の実施：年1回以上>	<ul style="list-style-type: none"> 防災ヘリ、ドローン、船舶・艦艇等活用機関と連携した映像伝送訓練の実施：年1回以上 	【京都府】 ・映像伝送の訓練を2回実施(総合防災訓練、消防庁映像伝送訓練) 【警察】 ・有線ドローンを新規配備 ・各種災害警備訓練において映像伝送訓練を実施	○	A	●危機管理部、●市町村 ●警察、自衛隊、海保
	144	○二次災害を引き起こす危険情報の収集・提供体制を確立する。	<ul style="list-style-type: none"> 災害時におけるライフライン事業者との情報共有体制を維持 ライフライン機関のリエゾン派遣を含めた図上訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 京都BCPライフライン連絡会図上訓練を実施(R7.9.4) 	◎	C	●危機管理部、●建設交通部、市町村、国

重点	No.	事業内容	推進プラン期間における目標	R7実績	達成状況	分類	担当部局
3-1-4 府民に確実かつ的確に情報を伝える							
	145	○防災・防犯メール登録者数を拡大する。 <登録者5万人を目指す>	・登録者5万人を目指す (現在約3万人)	・登録者4.4万人(R8.2月末時点)	○	C	●危機管理部、市町村
	146	○「災害対策基本法に基づく放送要請等に関する協定」に基づいた訓練を継続して実施する。	・報道要請訓練の実施：年1回以上	・京都府総合防災訓練に合わせて報道要請訓練実施(R7.8.31) ・京都府地震災害対応訓練に合わせて報道要請訓練を実施(R8.3.11)	◎	C	●知事室長G、危機管理部
	147	○被害者に家族等の安否情報を提供する体制を確立する。 <安否情報システムを活用した訓練の実施：年1回以上>	・安否情報システムを活用した訓練の実施：年1回以上	・消防庁の安否情報システムを活用した訓練の実施(R7.5.15~6.15、R7.11.4~28) ※期間内で京都府及び市町村で動作確認訓練を実施	◎	C	●危機管理部
★	148	○「きょうと危機管理WEB」等の情報発信ツールについて周知を図る。	・公共施設、宿泊施設等と連携した周知の実施	・出前語らい等(R7:25件)で周知を実施 ・普及啓発チラシ、ステッカーを策定し、防災イベント等において府民への配布を実施 (サンガスタジアムでの来場者配布(R7.8.30)など)	○	B	●危機管理部、建設交通部
3-1-5 応援・受援体制を強化する							
	149	○自衛隊・警察・消防、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の広域応援受援体制を強化する。	・京都府総合防災訓練の実施 ・近隣府県の総合防災訓練への参画	【京都府】 ・京都府総合防災訓練の実施 【消防】 ・京都府総合防災訓練に参加 ・一定規模以上の災害事案を覚知した場合の京都府及び京都府内消防本部間の連絡体制の整理を実施 ・京都府消防広域応援基本計画の見直しに向けた府内消防への意見照会を実施 【警察】 ・京都府総合防災訓練に参加 ・京都市総合防災訓練に参加 ・京都府地震災害対応図上訓練に参加予定 ・警察及び防災関係機関と合同で近畿管区広域緊急援助隊合同訓練を実施予定 ・各警察署において初動対応訓練等を実施 ・各警察署と地元消防(「消防団」を含む。)との合同で救出救助訓練を実施 【自衛隊】 ・京都府防災訓練参加のほか、市町が実施する防災訓練に参加 【近畿地方整備局】 ・近隣府県総合防災訓練等に参加	◎	C	●危機管理部、●警察、●自衛隊、●消防、●近畿地方整備局等
★	150	○オペレーションルームにおいて、国・他府県・関係機関からの応援職員と情報共有や各種調整等を行う。 <関係機関職員を含めたオペレーションルームでの災害対応訓練の実施：年1回以上>	・関係機関職員を含めたオペレーションルームでの災害対応訓練の実施：年1回以上	・関係機関職員を含めた災害対策本部運営訓練(水害対応訓練(R7.5.23)、京都府総合防災訓練(図上訓練)(R7.8.27)、地震災害対応訓練(R8.3.11))を実施	○	A	●危機管理部、各局
★	151	○ホテル・旅行業界と連携し、国・他府県・関係機関からの応援職員を受け入れる宿泊施設等を確保する。	・旅館ホテル生活衛生同業組合等との協定内容の見直し ・利用可能な公的施設をリスト化	・旅館ホテル生活衛生同業組合、京丹後市と連携したホテル確保に係る連絡訓練を実施(R7.12.25) ・全日本ホテル連盟との協定締結に向けた調整中	○	A	●危機管理部、商工労働観光部
★	152	○被害想定に応じた府内市町村間の応援体制を構築する。	・府内市町村間の応援・受援のマッチング体制を確保する。	・府内市町村間の相互応援体制に係るマニュアル作成に向けて調整(市町村説明等の実施)	○	A	●危機管理部、●市町村
★	153	○他府県、他機関へリを円滑に活用するため航空受援体制を充実・強化する。	・京都市消防航空隊、各消防本部と連携した消防・防災に係る航空体制を構築 ・京都府航空運用調整マニュアルの見直し	・京都市消防航空隊と連携した消防・防災に係る航空体制連携強化に向けて調整 ・「京都府緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画」の改正に向けて調整 ・「京都府緊急消防援助隊ヘリベース運用マニュアル(仮称)」の策定に向けて調整	○	A	●危機管理部
★	154	○緊急消防援助隊の受援体制を強化する。	・京都府緊急消防援助隊受援計画の見直し及び訓練等の実施	・府内3消防本部(乙訓、宇治、宮津与謝)が、緊急消防援助隊受援訓練を実施 ・京都府緊急消防援助隊受援計画の見直しに向け府内消防本部が参画する会議を開催	○	A	●危機管理部
★	155	○府内での災害時における消防の応援隊による応援・受援体制を強化する。	・京都府消防広域応援基本計画の見直し及び訓練等の実施	・一定規模以上の災害事案を覚知した場合の京都府及び京都府内消防本部間の連絡体制の整理を実施 ・京都府消防広域応援基本計画の見直しに向けた府内消防への意見照会を実施	○	A	●危機管理部

重点	No.	事業内容	推進プラン期間における目標	R7実績	達成状況	分類	担当部局
	156	○災害時における「道の駅」の有効活用に必要な仕組みの検討を行い、非常用電源、太陽光発電、蓄電設備、雨水貯留設備、地下水活用設備、災害時も繋がる通信環境などを整備し、防災機能の強化を支援する。	・広域的な防災機能強化を図る道の駅を拡大する。	・国土交通省が選定する「防災道の駅」に「京丹波 味夢の里」が選定（R7.5.14） ・広域的な防災機能強化を図る道の駅に登録することに関する意見照会を実施	○	A	●危機管理部、●建設交通部
★	157	○広域防災活動拠点機能の拡充、対応力の向上を図る。	・広域防災活動拠点の機能拡充整備 ・広域防災活動拠点マニュアルの見直し	・舞鶴港第3ふ頭に大型ヘリが離発着できるヘリポート及び燃料給油機等を整備 ・広域防災活動拠点マニュアルの見直しに係る協議を実施	○	B	●危機管理部、健康福祉部、建設交通部、防災関係機関
	158	○国や地方公共団体（遠隔都道県含む）との連携強化を進める。	・国、関西広域連合との訓練への参加	・大阪合同庁舎において、南海トラフ地震を想定した政府現地对策本部訓練に参加（R7.10.24） ・福利厚生棟において政府現地对策本部訓練を実施（R7.12.23～24）	◎	C	●危機管理部、防災関係機関
	159	○関西広域連合「関西防災・減災プラン」「関西広域応援・受援実施要綱」及び「南海トラフ巨大地震応急対応マニュアル」に基づき広域的な応援体制を強化する。	・関西広域連合訓練への参加	・大阪合同庁舎において、南海トラフ地震を想定した政府現地对策本部訓練に参加（R7.10.24） ・関西広域連合主催の物資輸送訓練に参加（R7.11.13）	◎	C	●危機管理部、防災関係機関
	160	○関西広域連合との連携訓練を実施する。	・関西広域連合との連携訓練の実施	・関西広域連合主催の物資輸送訓練に参加（R7.11.13）	◎	C	●危機管理部
	161	○広域避難に係る計画等について、関係機関と連携し、実効性を向上させる。	・関係機関との訓練の実施（年1回） ・避難元及び避難先市町における広域避難に係るマッチングや個別具体的な課題の調整 ・訓練や調整結果を踏まえた広域避難要領等の見直し	・原子力総合防災訓練の実施（R7.11.30） ・原子力災害の広域避難に係るマッチング表の修正作業を実施 ・広域避難にかかる府内市町および他県との協議を実施 ・広域避難要領の随時見直しを実施	◎	C	●危機管理部
3-2 防災関係機関との救急・救助体制を整備・強化する							
3-2-1 救助・救出活動の能力を向上させる							
	162	○救出・救助資機材、車両等の整備を進める。	・救出・救助資機材の更新 ・最新技術を活用した資機材確保の強化（ドローン、医療コンテナなど）	【消防】 ・各種必要装備を更新 ・消防庁からの無償貸与による車両及び軽量、小型及び電動の救助資器材等を配備 【警察】 ・衛星映像伝送システムを新規配備 【自衛隊】 ・防衛省において、随時整備を確保 【海保】 ・各種必要装備を更新 【日赤】 ・救護用倉庫（コンテナ）を1箇所を新規整備 ・救援車両（ミニバン）を1台、新規整備 【近畿地方整備局】 ・老朽化した災害対策用機械（照明車）の更新、災害対策用機械（照明車）の整備	◎	C	●危機管理部、●警察、●市町村、●消防、●自衛隊、●海保、●日赤、●近畿地方整備局
★	163	○小型化された消防車両、救助資機材等の整備を進める。	・小型資機材の整備	【警察】 ・軽四貨物自動車を新規配備 ・電動リヤカーを新規配備 【消防】 ・消防庁からの無償貸与による車両及び軽量、小型及び電動の救助資器材等を配備 ・「わがまちの消防団強化交付金」により、消防団やふるさとレスキューによる各種資機材整備を支援	○	A	●危機管理部、警察、●市町村、●消防
	164	○安定的な衛星通信を活用した活動部隊の通信環境を整備する。	・通信途絶地域において通信が可能となる資機材の整備	【警察】 ・衛星映像伝送システムを新規配備 【自衛隊】 ・防衛省において、随時整備を確保	○	A	●危機管理部、警察、●市町村、●消防、●自衛隊

重点	No.	事業内容	推進プラン期間における目標	R7実績	達成状況	分類	担当部局
	165	○救出・救助訓練を実施し、能力向上を図る。 ＜京都府総合防災訓練の実施：年1回＞	・京都府総合防災訓練の実施：年1回 ・各機関又は府、市町村と連携した訓練・研修等の実施	【京都府】 ・京都府総合防災訓練の開催（R7.8.31） 【消防】 ・京都府総合防災訓練に参加 ・各市町村防災訓練に参加 【警察】 ・京都府総合防災訓練に参加 ・京都市総合防災訓練に参加 ・京都府地震災害対応図上訓練に参加予定 ・警察及び防災関係機関と合同で近畿管区広域緊急援助隊合同訓練を実施予定 ・各警察署において初動対応訓練等を実施 ・各警察署と地元消防（「消防団」を含む。）との合同で救出救助訓練を実施 【自衛隊】 ・京都府防災訓練参加のほか、市町が実施する防災訓練に参加 【海保】 ・京都府総合防災訓練に参加する等関係機関との連携強 【日赤】 ・京都府総合防災訓練に参加 ・京都市総合防災訓練に参加 ・亀岡市防災訓練に参加 ・福知山市防災訓練に参加 ・日本赤十字社第4ブロック合同災害救護訓練に参加 【近畿地方整備局】 ・近隣府県総合防災訓練等に参加	◎	C	●危機管理部、●警察、●市町村、●消防、●自衛隊、●海保、●日赤、●近畿地方整備局、●JR西日本京都支社
	166	○災害発生時の救助活動の効率化、円滑化のため安否不明者等の氏名発表を速やかに行う。	・安否不明者の氏名公表に係る連絡体制の整備・更新の実施	・「災害時における安否不明者等の氏名等公表に係るマニュアル」の確認を実施（今年度については更新なし）	○	B	●危機管理部
3-2-2 孤立地域における対策を進める							
	167	○孤立可能性地域の通信手段を確保する。	・孤立可能性集落での通信設備の整備 ・救助機関における通信資機材の整備	【京都府・市町村】 ・防災無線戸別受信機の設置等を実施 【警察】 ・事案対応に衛星通信システムを積極的に活用 ・衛星通信システムの取扱訓練を実施 【近畿地方整備局】 ・孤立可能性地域における通信設備の整備 ・救助機関における通信資機材の整備 ・衛星通信回線を使用した機器取扱訓練を実施	◎	C	●危機管理部、●警察、●市町村、●消防、●自衛隊、●近畿地方整備局等
	168	○消防団・自主防災組織等による「ふるさとレスキュー」の救助対応力を強化する。	・ふるさとレスキューが行う地域の孤立対策に資する活動への支援を実施	・ふるさとレスキューによる孤立対策活動への支援（孤立対策に資する資機材等の購入補助）：4件（福知山市2件、京丹後市1件、和東町1件）	○	B	●危機管理部、市町村、消防
★	169	○孤立可能性の高い地域における空路・海路における救助能力の向上を図る。	・孤立可能性の高い地域の調査及びデータベース化 ・救助機関におけるホイスト訓練の実施 ・海路・空路を活用した救助・物資の輸送訓練の実施 ・孤立可能性地域におけるヘリポートの整備	【京都府】 ・京都府総合防災訓練等の実施（航空隊及び機動隊によるホイスト救助訓練、海路・空路を利用した物資輸送訓練等） ・舞鶴港の整備（ヘリポート） ・孤立集落可能性調査の結果について自衛隊、京都府警、京都市消防（航空隊）、府監理課と共有 【消防】 ・京都市消防局航空隊と各消防本部が連携した、救助訓練等を実施 【警察】 ・機動隊と航空隊の合同で定期的にホイスト救助訓練を実施 ・他機関主催の総合防災訓練に参加し、警察警備艇（船舶）による海路避難訓練を実施 【海保】 ・京都府総合防災訓練及び原子力総合防災訓練において海路を活用した救助訓練を実施	○	B	●危機管理部、●警察、●市町村、●消防、●自衛隊、●海保
4 被災後の命と健康を守る対策							
4-1 避難者の生活の質を確保する							
4-1-1 避難所施設の整備を図る							
★	170	○避難所の耐震化を進める。 ＜耐震化率100%＞	・耐震化率100%	耐震化率：96.9（R6.4月時点） ※消防庁耐震化調査のうち、文教施設、県民会館等、体育館、その他施設の合計 ※R7.4月時点の状況を消防庁においてとりまとめ中（R8.3月現在）	○	C	●危機管理部、教育庁、施設所管部局、市町村
	171	○全市町村で指定避難所の整備状況を把握し、非常用発電機や空調設備等の機能強化を実施する。	・避難所状況調査の実施 ・避難所における非常用発電機や空調設備等の機能強化	・避難所状況調査（指定避難場所、指定避難所にかかるデータの更新）の実施 ・空調設備等の確保など避難所施設の機能強化について市町村に呼びかけ	○	C	●危機管理部、教育庁、●市町村

重点	No.	事業内容	推進プラン期間における目標	R7実績	達成状況	分類	担当部局
★	172	○新たな資機材を活用した避難所の環境整備を進める。 (水循環型シャワー・手洗いスタンドの活用)	・能登半島地震等、近年の災害活動で活躍した新たな避難所資機材の整備	【京都府】 ・水循環型シャワー等の確保に係る企業（WOTA株）との協定締結（R8.1.21） ・水循環型シャワー、手洗いスタンド各1台を無償貸与 ・国に導入に係る補助の拡充について要望 ・株式会社ダスキンとの避難所資機材支援等に係る協定締結（R8.3.10） 【市町村】 ・トイレカーの導入：8台（予定）（亀岡市、向日市、八幡市、南丹市、木津川市、精華町、綾部市（予定））	○	A	●危機管理部、●市町村
	173	○避難所の事前のレイアウト作成等の取組を推進する。	・開設当初からの避難所確保に向けた避難所レイアウト作成に係るワークショップの実施 (R11までに全市町村で実施)	・23市町村（宮津市、井手町、笠置町以外）で避難所運営マニュアル等を整備済み ・宇治市、（株）ダスキンと連携した避難所運営訓練を実施（R8.3.10） ・亀岡市において内閣府避難所リーダー・サポーター研修を実施（R7.12.6～7）	○	A	●危機管理部、●市町村
	174	○避難所に指定されていない公的施設の指定拡充や中規模ホテル・旅館、商業施設、寺社等民間施設の活用について検討を進める。	・市町村等における協定の締結など活用の取組を推進 ・旅行者、京都ホテル業組合との協定締結	・市町村に対し避難所となる施設の利用促進について呼びかけ ・旅館ホテル生活衛生同業組合との協定内容の見直しを含めた打ち合わせの実施 ・全日本ホテル連盟との協定締結に向けた調整中 ・市町村においてホテル、民間施設（キャンプ場、商業施設、宗教施設等）の利用について協定の締結を実施（10市町）	○	C	危機管理部、商工労働観光部、●市町村、
	175	○避難所において防災DXの活用を促進する。（衛星通信システムの活用等）	・衛星通信システムの確保について民間事業者と連携体制の確保 ・マイナンバーの活用方法について調査・検討	【京都府】 ・関西広域連合と連携し、マイナンバーカードを活用した全国統一の避難者情報集約システムの構築を国に要望（R7.11月） 【市町村】 ・京田辺市、舞鶴市において、避難所受付システムの導入を検討中	○	A	●危機管理部、健康福祉部、●市町村
4-1-2 避難所の運営体制を強化する							
	176	○避難所運営体制の整備を進める。	・各市町村において避難所運営マニュアル等の整備・見直しを実施	【京都府】 ・災害時応急対応業務マニュアルの改定作業中 【市町村】 ・23市町村（宮津市、井手町、笠置町以外）で避難所運営マニュアル等を整備済み	○	C	●危機管理部、健康福祉部、●市町村、地域
★	177	○地域住民による自主的な避難所運営を支援する。 ＜避難所運営訓練の実施：年1回以上＞	・避難所運営訓練の実施：年1回以上	・福祉避難サポートリーダーを対象に、実際の災害時を想定した避難所運営研修を実施 ・亀岡市において内閣府避難所リーダー・サポーター研修を実施（R7.12.6～7） ・宇治市、（株）ダスキンと連携した避難所運営訓練を実施（R8.3.10） ・各市町村で住民と連携した避難所開設訓練を実施	○	A	●危機管理部、健康福祉部、●市町村、地域
★	178	○避難所におけるプライバシーの確保や健康維持に必要な資機材を確保する。（パーティション、段ボールベッド等）	・簡易ベッド、パーティション等の避難所設営資機材の備蓄等の確保	・備蓄状況調査の実施 ・京都府において、パーティションテント、簡易ベッドを購入 ・京都府総合防災訓練において、宮津市と避難所設営訓練を実施（R7.8.31） ・亀岡市において内閣府避難所リーダー・サポーター研修を実施（R7.12.6～7） ・宇治市、（株）ダスキンと連携した避難所運営訓練を実施（R8.3.10）	○	A	●危機管理部、●市町村
	179	○避難所開設の初動体制を確保するための訓練を実施する。 ＜避難所設営訓練の実施：年1回以上＞	・避難所設営訓練の実施：年1回以上	・京都府総合防災訓練において、宮津市と避難所設営訓練を実施（R7.8.31） ・亀岡市において内閣府避難所リーダー・サポーター研修を実施（R7.12.6～7） ・宇治市、（株）ダスキンと連携した避難所運営訓練を実施（R8.3.10） ・各市町村で住民と連携した避難所設営訓練を実施	◎	C	●危機管理部、教育庁、●市町村、学校
	180	○男女共同参画の視点での避難所運営について普及啓発を行う。	・避難所運営ガイド等を活用した普及・啓発の継続	・避難所設営体験講座及び防災カードワークショップの実施（2回） ・災害時女性相談サポーターの養成：23名修了（14名登録）	◎	C	●文化生活部
★	181	○多様なニーズに配慮した避難所の自主的な運営を支援する。 ＜多様な視点での防災対策意見交換会を開催：年1回以上＞	・多様な視点での防災対策意見交換会を開催：年1回以上 ・避難所運営マニュアル等への反映	・多様な視点での防災対策意見交換会を実施（R8.3.17） ・亀岡市において内閣府避難所リーダー・サポーター研修を実施（R7.12.6～7）	○	A	●危機管理部、●文化生活部、●市町村
	182	○避難所においてパーティション、段ボールベッド等簡易ベッドを活用する。	・簡易ベッド、パーティションの有効性について出前語らい用による普及・啓発 ・地域の防災訓練等での設置・啓発の促進	・備蓄状況調査の実施 ・京都府において、パーティションテント、簡易ベッドを購入 ・京都府総合防災訓練において、宮津市と避難所設営訓練を実施（R7.8.31） ・亀岡市において内閣府避難所リーダー・サポーター研修を実施（R7.12.6～7） ・宇治市、（株）ダスキンと連携した避難所運営訓練を実施（R8.3.10） ・福祉避難サポートリーダーを対象に災害時の避難所運営に向けて、パーティション等の設置の研修を実施（丹後保健所）	○	A	●危機管理部、健康福祉部、●市町村
	183	○避難所の長期化に伴う避難所の食事環境を整備する。（炊き出し資機材等の確保、キッチンカーの活用等）	・各種団体との協定締結による食料・炊き出し資機材の確保促進 ・地域事業者、キッチンカー団体等との協定締結等による連携	【京都府】 ・キッチンカー事業者（株）メルカートと協定締結（R8.2.17） ・日本キッチンカー経営審議会との協定締結に向けて調整中 【市町村】 ・炊き出し資機材の配備や民間事業者との協定締結を実施	○	A	●危機管理部、●文化生活部、●市町村

重点	No.	事業内容	推進プラン期間における目標	R7実績	達成状況	分類	担当部局
★	184	○避難所における快適なトイレ環境や入浴施設を確保する。(洋式トイレ・マンホールトイレ・災害用浄化槽の設置促進、トイレトレーラーの広域的な確保、民間入浴施設の活用等)	<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所における洋式トイレ等の快適なトイレ確保 簡易トイレ等の備蓄を確保(公的備蓄に係る基本的な考え方に基づき備蓄) 	<ul style="list-style-type: none"> 【京都府】 <ul style="list-style-type: none"> 公的備蓄に係る基本的な考え方に基づき簡易トイレの備蓄を推進 設置式の簡易トイレを備蓄 水循環型シャワー等の確保に係る企業(WOTA株)との協定締結(R8.1.21) 水循環型シャワー、手洗いスタンド各1台を無償貸与 京都府公衆浴場業生活衛生同業組合との協定締結(※京都市との三者協定)(R8.2.5) 京都府ゴルフ連盟との協定締結に向けて調整中 災害対応車両の登録制度について周知を実施 【市町村】 <ul style="list-style-type: none"> トイレカーの導入:8台(予定)(亀岡市、向日市、八幡市、南丹市、木津川市、精華町、綾部市(予定)) 自動ラップトイレ、簡易トイレ、マンホールトイレ等の購入 	○	A	●危機管理部、●市町村
	185	○ペット同行避難等の体制を確立する。	<ul style="list-style-type: none"> ペット同行避難ガイドラインの周知継続 ペット防災対策に向けた飼い主への啓発 ペット同行避難訓練の実施:年1回以上 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度に発行した「ペット同行避難ガイドライン」のさらなる周知を実施 京都府総合防災訓練等でペット同行避難者の避難所受け入れ訓練を市民参加型で実施(ペットの飼い主と避難者受入れ(市町村)のペットとの同行避難についてロールプレイングを実施(R7.8.31)) 動物愛護週間事業として京都市内で開催される動物愛護フェスティバルにおいてペットの災害対策に係る啓発を実施 	◎	C	●文化生活部、市町村
	186	○避難所における衛生的な食事提供体制を確保する。 <会議・研修会において食品衛生確保ガイドラインの普及啓発:25回>	<ul style="list-style-type: none"> 会議・研修会において食品衛生確保ガイドラインの普及啓発:25回 	<ul style="list-style-type: none"> 食品衛生確保ガイドラインの普及活動を実施(4回) 	○	C	危機管理部、●文化生活部、市町村
4-1-3 在宅避難・車中泊避難対策を進める							
	187	○各市町村に応じた災害時における車中泊避難対策を進める。	<ul style="list-style-type: none"> 国ガイドラインに基づき、各市町村において車中泊避難にかかる体制整備、場所の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 【京都府】 <ul style="list-style-type: none"> 車中避難場所リストの更新を実施(宇治市において民間協力1施設追加) 【市町村】 <ul style="list-style-type: none"> 大型商業施設との協定締結、マニュアルの整備など車中泊避難場所の確保の取組を実施 	○	B	危機管理部、●市町村
	188	○広域車中避難場所(丹波、山城総合運動公園)において確実に車中泊避難者数の把握と備蓄物資の提供が行えるよう整備する。	<ul style="list-style-type: none"> 広域車中避難場所運用マニュアルの見直し 広域車中避難場所の資機材整備 	<ul style="list-style-type: none"> 山城総合運動公園において、広域車中避難場所運営訓練を実施 車中泊避難場所に設置式の簡易トイレを備蓄 	○	A	●危機管理部、市町村
★	189	○在宅避難者や車中泊避難者など指定避難所以外の避難者に対する物資提供等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 在宅避難の際の注意事項等について府民への普及啓発 各市町村における防災訓練当において避難所外避難者の把握訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 京都府総合防災訓練(避難所運営訓練)において、市保健師やJRAT、DWAT等が連携して車中泊避難者に対する聞き取り訓練を実施 長岡京市において避難所外避難者把握訓練を実施 多様な視点での意見交換会において在宅避難者支援について意見交換 	○	A	●危機管理部、健康福祉部、●市町村
4-1-4 避難者の健康管理体制を確保する							
★	190	○保健医療福祉活動チームが連携し、避難者(自宅避難者含む)の健康管理等を実施する。 <保健医療福祉活動チームの活動に係る訓練の実施:年1回以上> 【保健医療福祉活動チーム】 災害派遣医療チーム(DMAT)、救護班(医師会、日本赤十字社等)、保健師・管理栄養士チーム、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)、災害派遣福祉チーム(DWAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT))	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療福祉活動チームの活動に係る訓練の実施:年1回以上 活動を円滑にする資機材、システム等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 京都府総合防災訓練において、保健医療福祉調整地域本部訓練に保健医療福祉活動チームが参画 京都府府総合防災訓練及び近畿地方DMATブロック訓練に合わせて、保健師・管理栄養士チームの活動に係る訓練を実施 D24H(災害時保健医療福祉活動支援システム)に係る研修を統括保健師等連絡会議内で実施 	○	A	●健康福祉部
	191	○住民、避難者の健康管理体制を確保する。 <府災害時保健活動等に基づいた訓練の実施:年1回以上>	<ul style="list-style-type: none"> 府災害時保健活動等に基づいた訓練の実施:年1回以上 すべての市町村において、保健所と連携した災害時保健活動体制を確立 	<ul style="list-style-type: none"> 京都府総合防災訓練において、京都府災害時保健活動マニュアルに基づき、市町村と連携して避難者の健康管理に係る訓練を実施 健康危機管理担当保健師連携会議で訓練の振り返り、要配慮者対策の改善に向けた協議を実施 	◎	C	危機管理部、●健康福祉部、市町村
	192	○被災者のメンタルケアの充実を図る。 <DPATを養成する:延べ74名>	<ul style="list-style-type: none"> DPATを養成する:延べ74名 	<ul style="list-style-type: none"> 計13名養成(うち医師5名、看護師4名、業務調整員4名) 	○	C	●健康福祉部

重点	No.	事業内容	推進プラン期間における目標	R7実績	達成状況	分類	担当部局
4-1-5 広域避難体制を確保する							
★	193	○避難生活の長期化等に備えたホテル・旅館等の広域的な避難所としての活用等を促進する。	・ホテル・旅館関係団体との協定内容の見直しの実施	・旅館ホテル生活衛生同業組合、京丹後市と連携したホテル確保に係る連絡訓練を実施（R7.12.25） ・全日本ホテル連盟との協定締結に向けた調整中	○	A	●危機管理部、文化生活部、健康福祉部、●商工労働観光部
4-2保健・医療・福祉提供体制を確保する							
4-2-1 被災者への医療提供体制を確保する							
★	194	○災害拠点病院の機能確保やSCU(広域医療搬送拠点)の整備・充実を進める。	・京都府災害拠点病院等連絡協議会の開催 ・災害拠点病院、SCUの資機材等の整備	・SCU資機材の点検を実施 ・災害拠点病院等連絡協議会を開催（R7.5.23）	○	C	●健康福祉部、日赤等医療機関
	195	○京都府災害派遣医療チーム（DMAT）の養成（計64チーム以上）を進める。	・DMATの養成：計64チーム	・京都DMAT養成研修の開催（H26～） ・DMAT62チーム養成済	○	C	●健康福祉部、日赤等医療機関
	196	○関西広域連合と連携してドクターヘリを共同運航する。	・関西広域連合と連携したドクターヘリの共同運航体制の継続	・京滋ドクターヘリの導入（H27.4.28） ・R6年度の運行件数：407件（R6末：府内3機分） ※R7年度実績はとりまとめ中（R8.3月時点）	○	C	●健康福祉部
★	197	○災害薬事コーディネーターによる適切な医薬品提供体制等を確保する。 ＜災害薬事コーディネーターの訓練を実施：年1回以上＞	・災害薬事コーディネーターの訓練を実施：年1回以上	・薬事コーディネーターの京都府府総合防災訓練及び近畿地方DMATブロック訓練への参加 ・災害薬事コーディネーターを対象とした、災害対応に関する研修を実施（オンデマンド配信）	○	A	●健康福祉部
	198	○迅速な応急救護を行うため、医療コンテナ導入の必要性を検討する。	・関係機関等と医療用コンテナの必要性について協議	・医療コンテナ等の導入に向けた検討を実施 ・災害拠点病院での導入支援メニューは拡充されており、導入の可能性について引き続き検討	△	A	●健康福祉部、日赤等医療機関
	199	○医薬品・医療用品等の災害時搬送体制を確保する。	・医薬品等共有団体との協定等による連携を継続 ・優先車両登録等の支援	・医薬品等共有団体との協定等による連携を継続 ・災害時緊急通行車両登録等の確認を実施	◎	C	●健康福祉部
	200	○災害支援ナース登録者の増加を図る。 ＜登録人数：計180人＞	・登録人数：計180人	・59名修了（R7年度末実績（見込）） ・改正医療法に基づく災害支援ナース養成研修修了者は累計200名（うち6名は退職または府外異動）	◎	C	●府看護協会
	201	○災害支援ナースの災害対応能力を向上させる。	・関係機関訓練への参画 ・研修会の開催	・京都府総合防災訓練に参加（5名） ・京都市総合防災訓練に参加（2名） ・JMAT研修を受講（37名）	◎	C	●府看護協会
★	202	○災害拠点病院以外の病院におけるBCP策定を推進する。	・BCP策定に係る研修の開催など支援を実施 ・近畿府県平均値以上を目指す	・厚労省が開催する病院向けにBCPの策定研修への参加を促進（R7.12時点 13病院参加） ・府内病院のBCP策定率 R6 60.0%（R6.9.1時点）	○	C	●健康福祉部
	203	○埋火葬広域連携体制を確保する。	・火葬処理施設の能力調査の実施 ・火葬処理施設との連携確保	・市町村担当者等の連絡網を整備 ・火葬処理施設の能力調査を実施	○	B	●文化生活部
4-2-2 被災者への保健・福祉支援の提供体制を確保する							
★	204	○要配慮者の広域搬送手段及びホテル・旅館等の広域的な避難所としての活用等を促進する。	・ホテル・旅館関係団体との協定内容の見直しの実施	・旅館ホテル生活衛生同業組合、京丹後市と連携したホテル確保に係る連絡訓練を実施（R7.12.25） ・全日本ホテル連盟との協定締結に向けた調整中	○	A	●危機管理部、文化生活部、●健康福祉部、商工労働観光部
★	205	○避難行動要支援者の個別避難計画の策定、個別避難計画に基づいた訓練を実施する。 ＜全市町村で個別避難計画を策定＞	・全市町村で個別避難計画を策定 ・市町村において個別避難計画に基づく避難訓練を実施	・個別避難計画について、全市町村において全部または一部作成済 ・内閣府「個別避難計画作成モデル事業」において、各市町村の現状や課題を把握するとともに、市町村担当者対象の情報共有会や研修を実施 ・福知山市において個別避難計画に基づいた避難訓練を実施	○	B	●危機管理部、●健康福祉部、市町村

重点	No.	事業内容	推進プラン期間における目標	R7実績	達成状況	分類	担当部局
	206	○民間団体との連携による要配慮者ごとのきめ細やかな対策を進める。	・要配慮者支援における民間団体との連携訓練・意見交換の実施	・和束町において、避難行動要支援者の支援者になりうる民生委員などへの個別避難計画の説明会を実施 ・災害ケースマネジメント説明会の開催（R7.11.28） ・市町村職員、保健所職員、福祉事業者を対象とした個別避難計画の研修会を開催（R7.12.19）	○	A	危機管理部、●健康福祉部、●市町村
★	207	○福祉避難所の確保及び運営体制を強化する。（福祉避難所の状況調査、応援・受援体制の強化等）	・福祉避難所の状況調査の実施 ・福祉避難所運営訓練の実施 ・国と連携した応援職員確保体制の整備	・市町村に対し、福祉避難所の設置数及び施設の種類、入所可能人数等の状況調査を実施 ・福祉避難所運営訓練にDWATが参画（R7：精華町） ・市町村防災力強化専門研修（福祉避難所実務研修）を実施（R7.9.18、11.17）	○	A	危機管理部、●健康福祉部、●市町村
	208	○福祉避難サポートリーダーを養成する。	・各保健所圏域で福祉避難サポートリーダー研修の開催	・各保健所圏域で福祉避難サポートリーダー養成研修を実施（200人養成（延べ2,500人養成））	◎	C	●健康福祉部、市町村
★	209	○避難所における保健・福祉支援を充実する。（京都DWATの養成、応援・受援体制の強化） ＜京都DWAT養成研修の実施：年1回以上＞ ＜DWAT等の活動に係る訓練の実施：年1回以上＞	・京都DWAT養成研修の実施：年1回以上 ・DWAT等の活動に係る訓練の実施：年1回以上	・京都DWAT養成研修の開催（集合研修）養成者数：170人 ・市町村等が実施する訓練への参画（6回） ・DWAT本部訓練の実施（1回）	○	B	●健康福祉部
	210	○介護保険・障害者福祉サービス事業者の指導監査の際に、防災対策について機会があることに周知及び啓発を行う。	・普及啓発の継続	・介護保険・障害福祉サービス事業者等に対し、集団指導、運営指導等の機会においてBCPの必要性についての啓発を実施 ・集団指導については動画作成し資料とともにHPへ掲載しWAM-NETで周知、運営指導については令和8年6月頃実施される全国調査において集計予定	◎	C	●健康福祉部
	211	○土砂災害防止法等に基づき、全ての要配慮者利用施設で避難確保計画が作成されるよう支援する。	・すべての要配慮者施設での避難確保計画の作成	【避難確保計画策定率】 （洪水）92.7%（2,200/2,373） （土砂）93.6%（527/563） ・社会福祉施設向けに先進事例の紹介を実施	○	C	●建設交通部、市町村
	212	○市町村における相談事業を支援するためゼネラルケアマネージャーの配置及び基幹相談支援センターの設置を促進する。	・市町村における相談事業体制を構築	・ゼネラルケアマネージャーの配置及び基幹相談支援センターの設置を促進することで、市町村における相談事業の支援を継続している。	◎	C	●健康福祉部、市町村
	213	○身体障害者や知的障害者の更生相談及び支援を実施する。	・家庭支援総合センター等での相談窓口の設置継続	・相談支援体制を整備	◎	C	●健康福祉部
	214	○発達障害者、高次脳機能障害に関する支援・相談を実施する。	・京都府発達障害者支援センター、リハビリテーション支援センター等における相談体制確保を継続	・高次脳機能障害に対する相談支援体制を整備 ・京都府発達障害者支援センター等における発達障害者への相談体制確保を継続	◎	C	●健康福祉部、市町村
	215	○意思疎通支援者（手話通訳者、盲ろう者の通訳介護員、要約筆記者）の養成を進める。	・養成研修の実施	・意思疎通支援者養成研修会の開催 手話：1回 要約筆記：3回（各課程、講師研修） 盲ろう者向け通訳介助員：1回	◎	C	●健康福祉部、市町村
★	216	○社会福祉施設等のBCP策定を支援する。（職員の応援、受援体制の確保等）	・職員確保を含むBCP策定・訓練の実施支援 ・普及啓発の継続	・介護保険・障害福祉サービス事業者等に対し、集団指導、運営指導等の機会においてBCPの必要性についての啓発を実施 ・集団指導については動画作成し資料とともにHPへ掲載しWAM-NETで周知、運営指導については令和8年6月頃実施される全国調査において集計予定	○	A	●健康福祉部
4-3 物資の円滑な供給を図る							
4-3-1 備蓄体制（備蓄物資・倉庫）を確保する							
★	217	○新たな「公的備蓄等に係る基本的な考え方」に基づき、必要な備蓄物資を確保する。 ・対象日数の見直し（1日→3日） ・対象者の見直し（在宅避難等を含む全避難者を対象に） ・食数の見直し（1人1日あたり2食→3食） ・重点備蓄品目の追加（乳児用ミルク、トイレトーパー）等	・「公的備蓄等に係る基本的な考え方」に基づき府備蓄を確保（5箇年で必要数を確保）	・新たな「公的備蓄等に係る基本的な考え方」を策定（R7.5.26） ・府において約30万食の備蓄を確保（R8.3月末時点） ・R8年度以降の備蓄物資確保計画の策定及び予算を確保 ・パーティション、簡易ベッド等避難所の環境整備に係る物資の確保を継続	○	B	●危機管理部
★	218	○備蓄倉庫の建て替えや民間企業等との連携による新たな保管場所を確保する。	・広域防災防災活動拠点での備蓄倉庫を整備 ・民間倉庫の利活用について関係機関との協議を実施	・広域防災活動拠点である山城総合運動公園と丹波自然運動公園に備蓄倉庫を整備	○	B	●危機管理部
★	219	○地域の備蓄状況を踏まえた広域的な備蓄を確保する。	・市町村と連携した備蓄資機材の確保、配置の変更を実施	・公的備蓄等に係る基本的な考え方に基づき、府の備蓄物資の増強を継続実施 ・備蓄倉庫の位置や空きスペース等を考慮し、備蓄物資の適正配置を検討中	○	A	●危機管理部

重点	No.	事業内容	推進プラン期間における目標	R7実績	達成状況	分類	担当部局
	220	○市町村において必要な備蓄量を整備する。	・「公的備蓄等に係る基本的な考え方」に基づき必要な備蓄を確保(5箇年で必要数を確保)	・各市町村において備蓄の確保を実施 ・備蓄状況調査を実施(R8年度公表予定)	○	B	●危機管理部、市町村
	221	○各ハザードの備蓄物資(自然災害・原子力災害・家畜伝染病・感染症)を連携して利用できる体制を整備する。	・関係部局間での意見交換の実施	・関係課に新物資システム(B-Plc)のアカウントを共有 ・京都府総合防災訓練において新物資システム(B-Plc)を活用した物資輸送訓練を実施 ・高病原性鳥インフルエンザ事案対応にあたり、災害用の備蓄を活用	○	A	●危機管理部、●健康福祉部、●農林水産部
★	222	○孤立集落発生に備えた避難場所及び備蓄物資を確保する。	・各市町村において孤立可能性集落での避難場所、備蓄の確保を実施	【京都府】 ・孤立可能性地域を考慮した備蓄物資の適正配置を検討中 【市町村】 ・孤立可能性地域の避難所等への備蓄倉庫の設置、備蓄の確保を実施	○	A	●危機管理部、●市町村
	223	○事業者等の応急物資や流通備蓄の実効性を確保する。	・生活必需品や応急復旧資材等の調達可能数量調査 ・事業者との協定締結を実施	・京都府災害時等応援協定ネットワーク会議を開催し、連携体制を確認(R7.5.30) ・協定締結業者(20業者)に対して、応急対策物資等の調達可能数量調査を実施(R8.2月)	◎	C	●危機管理部、●文化生活部
	224	○国の物資調達・輸送調整等支援システムを用い備蓄状況を把握する。	・備蓄状況調査を実施 ・調査結果をシステムに更新	・市町村の備蓄状況を新物資システム(B-Plc)を通じて把握 ・京都府総合防災訓練において新物資システム(B-Plc)を活用した物資輸送訓練を実施 ・市町村等を含め、システム操作研修に参加	○	C	●危機管理部
	225	○災害時用の段ボールベッドに求められる規格や備蓄量、保管方法、設置方法、民間事業者との連携等について検討する。	・協定事業者との意見交換を実施	・全市町村及び府において段ボールベッドや簡易ベッドの備蓄を実施 ・災害時の避難所環境改善に係る協定事業者との意見交換・訓練を実施(R8.3.10)	○	A	●危機管理部
	226	○各市町村の計画に基づき、備蓄倉庫を整備する。	・各市町村において備蓄倉庫を整備	・各避難所等への備蓄倉庫の整備を実施 ・12市町村(福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、亀岡市、向日市、京田辺市、南丹市、大山崎町、井手町、宇治田原町、精華町)で、R7以降新たに整備又は検討中	○	C	●危機管理部、●市町村
4-3-2 円滑な物資輸送体制を確立する							
★	227	○民間企業や自衛隊、市町村等と連携した広域物資輸送体制を確保する。	・災害発生時を想定した広域物資拠点運営マニュアルの整備 ・民間事業者・市町村等と連携した物資拠点運営訓練の実施	・京都府総合防災訓練において新物資システム(B-Plc)を活用した物資輸送訓練を実施	○	A	●危機管理部、市町村、自衛隊、●府トラック協会等
★	228	○ヘリ・ドローンを活用し、孤立集落への物資輸送を行う。 <関係機関と連携した物資輸送訓練の実施：年1回以上>	・関係機関と連携した物資輸送訓練の実施：年1回以上	・京都府総合防災訓練において新物資システム(B-Plc)及びドローンを活用した物資輸送訓練を実施	○	A	●危機管理部、建設交通部
	229	○発災時の避難所単位での支援物資等の必要数を把握する仕組みを構築する。	・新たな国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、各避難所からのニーズ把握できる体制を構築する。	・京都府総合防災訓練において新物資システム(B-Plc)を活用した物資輸送訓練を実施 ・宇治市、(株)ダスキンと連携した避難所運営訓練において新物資システム(B-Plc)を活用した物資受入訓練を実施(R8.3.10) ・市町村等を含め、新物資システム(B-Plc)操作研修に参加	○	A	●危機管理部、●市町村
	230	○物資の確保・調達及び輸配送について関西広域連合での体制を確保する。 <関西広域応援訓練への参加：年1回以上>	・関西広域応援訓練への参加：年1回以上	・関西広域連合主催の物資輸送訓練に参加(R7.11.13)	◎	C	●危機管理部、市町村
4-4 インフラ・ライフラインの迅速な応急復旧を図る							
4-4-1 事業者と連携し、迅速な応急復旧を行う							
★	231	○京都府域道路啓開計画に係る訓練等を実施し、その実行性を確保する。 <近畿地方整備局等関係機関と連携した図上訓練等の実施：年1回以上>	・近畿地方整備局等関係機関と連携した図上訓練等の実施：年1回以上	・近畿地方整備局等関係機関と連携した図上訓練を実施(R7.8.27)	○	A	●建設交通部、●近畿地方整備局
★	232	○上下水道事業における災害時の代替性・多重性の確保に向けた取組を進める。 (市町村における応急給水計画等の策定を支援、防災井戸・給水車の確保等を含めた広域地震防災対策を推進)	・全市町村において応急給水計画及び応急復旧計画の策定を支援 ・各市町村における給水車等状況把握の実施 ・日本水道協会主催の訓練への参画(年1回) ・可搬式浄水設備、汚水処理設備、給水車、防災井戸等の代替設備の確保等を含めた、市町村域を超えた広域地震防災対策の検討・調整を実施	・各市町村の給水車等の保有状況の情報を共有 ・「災害時の緊急時汚泥相互受入体制の構築」に向けた、下水道資機材保有リストの共有を実施 ・日本水道協会主催の訓練に参画	○	A	危機管理部、●建設交通部、市町村

重点	No.	事業内容	推進プラン期間における目標	R7実績	達成状況	分類	担当部局
	233	○停電状況を早期に把握し、復旧作業を迅速に行う。	<ul style="list-style-type: none"> 訓練の実施 調査体制の強化 新技術の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 被害調査班の増強 ドローン等新技術の活用 他電力会社や協力会社による応援強化による復旧工事の体制強化を継続実施 	◎	C	●関西電力送配電
	234	○停電情報を顧客に提供するなど顧客対応を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> プッシュ型の無料アプリ「関西停電情報」やAIを活用した停電情報自動応答システムを運用継続 	<ul style="list-style-type: none"> アプリ「関西停電情報」や停電情報自動応答システム、復旧進捗状況をホームページで公開継続運用 自治体防災訓練において、普及・啓発を実施 	◎	C	●関西電力送配電
	235	○民間団体と締結した協定に基づき、道路啓開や放置車両の円滑な移動等を行うとともに、災害時の連絡体制を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> 民間団体との意見交換会、訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 【京都府】 関係機関と連携した情報伝達訓練を実施（R7.8.31） 【近畿地方整備局】 関係機関と道路啓開計画の策定に向けて協議会およびWGを開催し、災害時の連携体制の強化を実施 	○	C	●建設交通部、警察、市町村、●近畿地方整備局
	236	○連携・応援体制を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の会議・訓練への参画 ライフライン復旧のための訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 府防災会議、ライフライン連絡会、府総合防災訓練への参画を継続 	◎	C	●NTT西日本、NTTドコモ
	237	○各自治体や官公庁との連携を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の会議・訓練への参画 ライフライン復旧のための訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 府防災会議、ライフライン連絡会、府総合防災訓練への参画を継続 	◎	C	●ソフトバンク
	238	○電気自動車等の貸与に係る協力体制の強化等を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 協定企業と連携した電気自動車の周知・開発の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 協定企業と連携したイベント等での普及・啓発を実施 綾部市総合防災訓練（R7.8.31） エコフェスタinバオ2025@綾部市（R7.9.23） 南丹市総合防災訓練（R7.9.28） 宇治田原町総合防災訓練（R7.10.26） 環境フェスティバル@京田辺市（R7.11.2） 令和7年度茶源郷まつり@和束町（R7.11.2） スマート・エコ祭@八幡市（R7.11.9） 長岡京市防災フェスタ（R8.1.18） 	◎	C	●総合政策環境部
★	239	○地域における防災井戸や指定避難所の耐震性貯水槽等の整備など分散的な取水手段を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> 飲料水の備蓄確保 各市町村における防災井戸・貯水槽の整備支援 	<ul style="list-style-type: none"> 【京都府】 水循環型シャワー等の確保に係る企業（WOTA株）との協定締結（R8.1.21） 水循環型シャワー、手洗いスタンド各1台を無償貸与 京都府公衆浴場業生活衛生同業組合との協定締結（※京都市との三者協定）（R8.2.5） 【市町村】 9市町（京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、宇治田原町）で災害時協力井戸制度を実施（1市（京丹後市）で検討中） ため池や配水池の整備 応急給水資機材、小型造水機の確保 	○	A	●危機管理部、建設交通部、●市町村
	240	○社会基盤の代替機能の確保体制を整備する。 ＜京都BCPライフライン連絡会における図上訓練の実施：年1回以上＞	<ul style="list-style-type: none"> 重要施設リストの更新 京都BCPライフライン連絡会における図上訓練の実施：年1回以上 	<ul style="list-style-type: none"> 京都BCPライフライン連絡会取りまとめ集を更新 京都BCPライフライン連絡会図上訓練を実施（R7.9.4） 	◎	C	●危機管理部、建設交通部、市町村、ライフライン事業者等
	241	○災害時の交通対策体制を維持する。	<ul style="list-style-type: none"> 大規模停電を想定した信号機復旧訓練、給電対応訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省及び関係機関との連絡調整（交通対策の確保）を図り、台風等風水害による停電を想定した滅灯信号の復旧訓練及び外部電源による給電対応等の訓練を西京区において実施（R7.6月） 地震や大雨などの大規模災害発生に備え、広域緊急援助隊交通部隊に対し、交通対策に関する実践訓練（緊急交通路及び標章確認要領、及び信号機滅灯時の復旧訓練）を実施（R8.1月） 	◎	C	●警察
	242	○京都府水道災害対策活動マニュアルを必要に応じ改善する。	<ul style="list-style-type: none"> マニュアルを活用した訓練を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> マニュアルにおける情報連絡系統図（連絡フロー）を更新 	○	C	●建設交通部
	243	○府等及び各ライフライン事業者が連携したライフライン供給体制を整備する。 ＜京都BCPライフライン連絡会の開催及び図上訓練の実施：年1回以上＞	<ul style="list-style-type: none"> 京都BCPライフライン連絡会の開催及び図上訓練の実施：年1回以上 	<ul style="list-style-type: none"> 京都BCPライフライン連絡会図上訓練を実施（R7.9.4） 	◎	B	●危機管理部、インフラ事業者、ライフライン事業者

重点	No.	事業内容	推進プラン期間における目標	R7実績	達成状況	分類	担当部局
	244	○移動通信機器類・充電器、発電機等の貸出体制を確保する。	・災害時における移動通信機器類・充電器、発電機等の貸し出しの実施	・必要自治体に対し、移動機貸出、Wi-Fi及び充電器貸出の実施継続	◎	C	●KDDI、●NTTドコモ、●ソフトバンク ●近畿総合通信局
★	245	○防災拠点への衛星通信システムの設置等による通信環境を確保する。	・通信事業者との通信資機材の提供体制についての取り決め内容の見直し ・図上訓練の実施	・京都BCPライフライン連絡会図上訓練を実施（R7.9.4）	○	A	危機管理部、●市町村、●各通信事業者
	246	○市町村の水道事業における危機管理に関する計画・マニュアルの策定及び見直しを支援する。	・市町村の水道事業における危機管理に関する計画・マニュアルの策定、見直しを支援	・危機管理に関する地震対策マニュアル等の策定状況を把握を実施：16市町策定済（R5.3月末時点） ※R6年度以降の状況は水道統計調査により、国交省においてとりまとめ中	○	A	●建設交通部、市町村
	247	○市町村の下水道事業における下水道BCPの見直しを支援する。	・市町村の下水道BCPの見直し支援	・下水道施設を有するすべての市町（23市町）においてBCP策定済 ・11市町は今後見直し予定	○	C	●建設交通部、市町村
★	248	○インフラ・ライフラインの復旧に係る関係機関の連携強化を図る。（情報共有や訓練等）	・府災害対策本部運営訓練へのリエゾン派遣による参画	・京都BCPライフライン連絡会図上訓練を実施（R7.9.4）	○	A	●危機管理部、インフラ事業者、ライフライン事業者
4-5 NPO、ボランティア等との円滑な連携を図る							
4-5-1 NPO、ボランティア等の受入・連携体制を構築する							
	249	○災害ボランティアセンターの人材育成・充実を図る。	・府災害ボランティアセンターにおける初動支援チーム育成 ・全市町村センターで府センターと連携した設置運用訓練を実施	・市町村災害ボランティアセンターの設置・運営訓練（4市町）を実施 ・初動支援チーム養成講座の開催（2回） ・人材育成研修の実施（6回）	○	C	●健康福祉部、市町村、府災害ボランティアセンター
	250	○企業、NPO、ボランティア団体等を対象とした研修等を開催する。 ＜災害ボランティアに係る研修を開催：年1回以上＞	・災害ボランティアに係る研修を開催：年1回以上	・災害ボランティアセンター運営者向け専門研修の実施（R7.7.7） ・防災人養成講座（初級編）の実施（4回） ・地域災害ボランティアリエゾン（連絡員）養成講座の実施（4回） ・中間支援機能に関するシンポジウムを実施（R7.10.18） ・災害ケースマネジメントに関する京都府説明会を開催（R7.11.28）	◎	C	●危機管理部、●市町村
	251	○災害時応援協定の締結等民間企業・団体との協力体制を強化する。 ＜京都府災害時等応援協定ネットワーク会議開催：年1回＞ ＜協定締結団体との情報伝達訓練の実施：年1回＞	・京都府災害時等応援協定ネットワーク会議開催：年1回 ・協定締結団体との情報伝達訓練の実施：年1回	【京都府】 ・京都府災害時等応援協定ネットワーク会議の開催（R7.5.30） ・京都BCPライフライン連絡会図上訓練を実施（R7.9.4） 【警察】 ・協定締結先との警察署機能移転訓練の実施 ・警察署機能移転協定を新規締結または協定内容の見直しを実施 ・京都府災害時等応援協定ネットワーク会議に出席	◎	B	●危機管理部、●警察、市町村、ライフライン事業者等
	252	○災害ボランティア活動の情報発信を強化する。	・「防災とボランティアの日」に合わせて、セミナーやイベント等の実施	・「防災とボランティアの日」に合わせて、セミナーやイベント等を実施（府・市町村災害ボランティアセンター） ・京都府総合防災訓練において、京都府災害ボランティアセンター運営訓練を実施	○	C	●健康福祉部、府災害ボランティアセンター、各市町村災害ボランティアセンター
	253	○市町村の災害ボランティアセンターの体制を整備する。	・各市町村における災害VC訓練の実施 ・各市町村VCにおける災害復旧資機材の整備	・市町村災害ボランティアセンターの設置・運営訓練（4市町）を実施 ・災害復旧資機材の整備・補修	○	C	●健康福祉部、府災害ボランティアセンター、市町村、各市町村災害ボランティアセンター
★	254	○災害時にNPO、災害ボランティア、民間団体等との連携を調整する災害中間支援組織を育成する。 ＜民間団体との災害連携に係る研修等の実施：年1回＞	・民間団体との災害連携に係る研修等の実施：年1回以上 ・災害時に民間団体を含めた会議開催	・中間支援機能に関するシンポジウムを実施（R7.10.18） ・災害ケースマネジメントに関する京都府説明会を開催（R7.11.28）	○	A	●危機管理部、●文化生活部、●健康福祉部
	255	○社会貢献・社会的責任として防災に取り組む企業と連携する。 ＜京都府災害時等応援協定ネットワーク会議開催：年1回＞ ＜協定締結団体との情報伝達訓練の実施：年1回＞	・京都府災害時等応援協定ネットワーク会議開催：年1回 ・協定締結団体との情報伝達訓練の実施：年1回	・京都府災害時等応援協定ネットワーク会議の開催（R7.5.30） ・京都BCPライフライン連絡会図上訓練を実施（R7.9.4）	◎	C	●危機管理部、商工労働観光部、市町村、企業、商工会議所等経済団体

重点	No.	事業内容	推進プラン期間における目標	R7実績	達成状況	分類	担当部局
4-6 観光客等を保護する							
4-6-1 帰宅困難者・外国人を含む観光客対策を進める							
★	256	○関西広域連合や鉄道事業者等と連携し、駅周辺等における帰宅困難者対策を推進する。 ＜帰宅困難者対策訓練等の実施：年1回以上＞	・帰宅困難者対策訓練等の実施：年1回以上	・京都駅周辺・京都南部油小路沿道地域都市再生緊急整備協議会が主催する帰宅困難者対策に係る京都駅周辺地域におけるワークショップ型図上訓練に参加（R7.12.15）	○	B	●危機管理部、●市町村
	257	○帰宅困難者対策として、災害発生時、むやみに動かないことを様々な手段で啓発する。	・関西広域連合などと連携した、普及・開発の継続	・府ホームページ等で啓発を実施	○	C	●危機管理部、●市町村
	258	○関西広域帰宅困難者対策ガイドラインに基づき、関西広域連合と連携して帰宅支援対策を推進する。	・関西広域連合などと連携した支援対策の継続	・京都駅周辺・京都南部油小路沿道地域都市再生緊急整備協議会が主催する帰宅困難者対策に係る京都駅周辺地域におけるワークショップ型図上訓練に参加（R7.12.15）	○	C	●危機管理部、商工労働観光部、警察、京都市、市町村、防災関係機関等
	259	○コンビニエンスストア事業者、外食事業者、ガソリンスタンド事業等の店舗や観光施設、観光関連事業者と連携し、災害時帰宅困難者支援協定（帰宅支援ステーション）の実効性を確保する。	・協定締結事業者を通じて、帰宅困難者への情報提供及び水・トイレの提供体制を確保	・協定締結事業者を通じて、帰宅困難者への情報提供及び水・トイレ等の提供体制を整備（京都府石油商業組合（ガソリンスタンド等）と災害時帰宅困難者等への支援に係る協定締結（H16）、関西広域連合を通じて大手コンビニ全社等の事業者と災害時帰宅困難者支援協定を締結（H23） ・京都府旅館ホテル生活衛生同業組合と協定に基づく情報伝達訓練を実施	◎	C	●危機管理部、市町村
	260	○関西広域連合と連携し災害時帰宅困難者支援協定締結事業者をさらに拡大する。	・随時協定団体を拡充	・関西広域連合と連携して帰宅支援対策を引き続き推進	◎	C	●危機管理部
	261	○災害時における観光客保護対策を進める。	・一時滞在施設の確保	・市町村への協定等による一時滞在施設確保の取組を呼びかけ ・京都駅周辺・京都南部油小路沿道地域都市再生緊急整備協議会が主催する帰宅困難者対策に係る京都駅周辺地域におけるワークショップ型図上訓練に参加（R7.12.15）	◎	C	●危機管理部、商工労働観光部、警察、●市町村、防災関係機関等、観光協会等
	262	○観光客（外国人含む）への情報提供体制を構築する。	・（公社）府観光連盟会員団体等への情報提供の実施	・（公社）府観光連盟会員団体等への情報提供を継続	○	C	危機管理部、●商工労働観光部、市町村
	263	○関西広域連合「災害時の外国人観光客対策について」に基づき、関係機関と連携して外国人観光客対策を実施する。	・関西広域連合等と連携した情報発信の継続	・関西広域連合や関西観光本部、京都府のHP等において、平常時から一時避難所等に関する情報を発信	○	C	●危機管理部、●商工労働観光部
★	264	○外国人を含む観光客に対する情報提供や避難場所確保等を行う。	・公共施設、公共交通機関、宿泊施設と連携した情報発信ツールの周知を実施	・出前語らい等（R7：25件）で企業等に対し、周知を実施	○	A	●危機管理部、●商工労働観光部
4-7 被災者の生活を支援する							
4-7-1 被災地における衛生環境を確保する							
	265	○断水時にし尿・浄化槽汚泥を臨時収集・運搬する体制の確保を進める。 ＜協定団体との意見交換等の実施：年1回＞	・協定団体との意見交換等の実施：年1回	・京都府環境整備事業協同組合創立50周年記念大会において災害時のトイレ問題等に係るパネルディスカッション等を実施（R7.11.7） ・協定団体と協定内容の見直しを実施（R7.11.7）	○	C	●総合政策環境部、市町村
	266	○公共下水道整備区域内の避難所等における災害用浄化槽設置について周知を行う。	・国等と連携した周知の実施	【京都府】 ・災害時のトイレの確保や水道事業者等の連携に係る国通知の共有 ・災害対応車両登録制度について周知 【市町村】 ・京丹後市において休止浄化槽の活用を検討	○	A	●危機管理部、●市町村
	267	○クリーニングサービスの提供のためにクリーニング事業者と連携する。	・国データベースの活用方法の確立 ・協定の締結または関係性の構築	【京都府】 ・災害対応車両の登録制度について周知を実施（全国でランドリートレーラー事業者について3者登録済） 【市町村】 ・福知山市でコインランドリーとの協定を締結済	○	A	●危機管理部、市町村

重点	No.	事業内容	推進プラン期間における目標	R7実績	達成状況	分類	担当部局
4-7-2 被災地における治安を維持する							
	268	○被災地、避難所等における各種犯罪を防止し、被災者に対する安全を確保する。	・警察官への被災地の犯罪防止対策に係る各種教養の継続	・各種教養等による犯罪抑止力の向上を実施	◎	C	●警察
	269	○地域ぐるみでの防犯活動を支援する。	・地域住民が自主的に行う見回り、防犯パトロール等の自主防犯活動の支援 ・地域安全情報の提供	・防犯ステーション運営費を支援 1,634千円 ・防犯特別プログラムの実施を支援 450千円 ・交通特別プログラムの実施を支援 1,000千円 ・実践型講習会を3回実施（155人受講） ・安心安全サポート事業所の拡大推進（925事業所） ・見守り隊に対しボランティア保険(90団体)及び資機材(75団体)の支援を実施	◎	C	●文化生活部、市町村
	270	○各種相談活動を実施する。	・平時からの犯罪被害、詐欺等の相談体制（研修・窓口の設置）を継続	・京都府を含めた府内全市町村に犯罪被害者等のための「総合的対応窓口」を設置 ・各市町村の職員等を対象とした「犯罪被害者等施策市町村研修会」を開催（3回、90名参加） ・府及び市町村全てに犯罪被害者等のための相談窓口を設置。	◎	C	●文化生活部、警察
5 被災地の地域特性や被災者のニーズを考慮した復旧・復興							
5-1 被災者の被害状況を迅速に把握する							
5-1-1 家屋被害の調査体制を確立する							
	271	○被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を早急に実施できる体制を充実・強化する。 ＜被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士養成講習会の開催：年1回以上＞ ＜実施本部開設等訓練の開催：年1回以上＞	・被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士養成講習会の開催：年1回以上 ・実施本部開設等訓練の開催：年1回以上	【被災建築物応急危険度判定】 ・登録者数（有効）：計915名（R7.12月末時点） ・京都府被災建築物応急危険度判定士講習会を開催 ・近畿・京都府被災建築物応急危険度判定協議会に参加し他府県及び市町村との連携を強化 ・能登半島地震（R6.1.1）を受け、京都府（府・市）から24名派遣 【被災宅地危険度判定】 ・登録者数：計922名（R7.4.1現在） ・被災宅地危険度判定連絡訓練、被災宅地危険度判定士養成講習会を実施 ・被災宅地危険度判定連絡協議会に参加し、他府県及び市町村との連携を強化	○	C	●建設交通部、市町村
	272	○円滑な家屋被害認定調査のための研修や訓練を実施する。 ＜家屋被害認定調査に係る研修及び訓練の実施：年1回以上＞	・家屋被害認定調査に係る研修及び訓練の実施：年1回以上	・家屋被害認定調査に係る研修及び訓練を実施（R7.5.27～28）	◎	C	●危機管理部、市町村
	273	○損害保険会社が行う被害調査との連携による迅速な罹災証明書の発行を行う。	・家屋被害認定調査の迅速化に係る損害保険会社との協定締結	・三井住友海上社と「被災者生活再建支援システム」における損害調査データの連携に係る実証訓練を実施	○	A	●危機管理部、市町村
	274	○ドローンを活用した被害認定調査の迅速化を進める。 ＜ドローンの活用について研修会等で周知：年1回以上＞	・ドローンの活用について研修会等で周知：年1回以上 ・実災害・訓練でのドローン活用の実施	・家屋被害認定調査に係る研修会において、ドローンを活用した判定事例等について周知を実施	○	A	●危機管理部、市町村
5-1-2 罹災証明の発行、生活再建支援手続きを行う							
	275	○罹災証明書発行のための訓練や災害救助法等に関する研修会を実施する。 ＜罹災証明発行に係る研修及び訓練の実施：年1回以上＞	・市町村説明会の実施 ・罹災証明発行に係る研修及び訓練の実施：年1回以上	・罹災証明発行に係る研修及び訓練を実施（R7.5.27～28）	◎	C	●危機管理部、健康福祉部、商工労働観光部、●市町村
	276	○府、市町村、関係機関において雇用対策を進める。	・平時からの雇用対策を推進し、災害時における体制を維持	・平時から京都ジョブパーク及び北京都ジョブパークを中心に、市町村、関係機関と連携しながら、雇用対策を推進 ・災害時には京都ジョブパークに設置済みの震災関連就職支援等特別窓口にて支援実施	◎	C	●商工労働観光部、京都労働局
★	277	○市町村の災害弔慰金支給に係る審査体制の整備を支援する。	・市町村における審査会設置に係る支援を進める	・21市町で審議会設置の条例制定済み ・市町村説明会において、災害弔慰金における制度の留意点や事例を周知	○	A	●健康福祉部、●市町村

重点	No.	事業内容	推進プラン期間における目標	R7実績	達成状況	分類	担当部局	
	278	○民間団体等との連携により、被災者の多様なニーズに応じた相談体制を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> 司法書士会等と連携した相談体制の確保 各種生活再建支援策の迅速な実施 	<ul style="list-style-type: none"> 京都府労働相談所において、相談窓口を常時開設（R7相談実績なし） 	◎	C	●危機管理部、●総務部、●健康福祉部、●商工労働観光部、市町村 等	
5-2 災害廃棄物の処理を迅速に行う								
5-2-1 災害廃棄物処理に係る体制を確保する								
	279	○災害廃棄物処理計画を改善する。	<ul style="list-style-type: none"> 全市町村で災害廃棄物処理計画を策定 京都府災害廃棄物処理計画の改定 	<ul style="list-style-type: none"> 全市町村で災害廃棄物処理計画を策定済 	○	C	●総合政策環境部、市町村	
	280	○災害廃棄物処理に関する体制の強化を進める。 ＜協定締結団体との勉強会・訓練等の実施：年1回以上＞	<ul style="list-style-type: none"> 協定締結団体との勉強会・訓練等の実施：年1回以上 	<ul style="list-style-type: none"> 京都府環境整備事業協同組合創立50周年記念大会においてパネルディスカッション等を実施（R7.11.7） 協定団体と協定内容の見直しを実施（R7.11.7） 	○	C	●総合政策環境部、市町村	
5-3 地震後の住まい再建を支援する								
5-3-1 応急仮設住宅供給に係る体制を整備する								
・	★	281	○災害時における応急仮設住宅の供与に関する協定を締結した関係団体と連携し、その実効性を高める。	<ul style="list-style-type: none"> 協定団体との意見交換の実施 マニュアルに基づいた訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 協定締結団体（宅建業協会、プレハブ建築協会）と協議を実施 	○	C	●危機管理部、●建設交通部、市町村
・	★	282	○国等と連携したムービングハウス等の多様な仮設住宅の活用を進める。	<ul style="list-style-type: none"> 国データベース等を活用したムービングハウス等の多様な仮設住宅の活用方法について検討 	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法研修会においてムービングハウスの活用について周知 福知山市がムービングハウス協会と協定を締結済 	○	A	●危機管理部、●建設交通部、市町村
		283	○公営住宅の提供体制を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> 住宅システム「住まいる7」で空き住戸を常時把握 管理センターと連携し修繕状況を把握 災害支援としての公営住宅提供 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅システム「住まいる7」で空き住戸を把握 管理センターと連携し修繕状況を共有 	○	C	●建設交通部、市町村
		284	○発災時の賃貸住宅提供のための体制を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携したマニュアルに則した訓練を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 協定締結団体（宅建業協会、プレハブ建築協会）と協議を実施 	○	C	●危機管理部、●建設交通部、市町村
・	★	285	○地域コミュニティの維持や浸水想定区域を考慮した応急仮設住宅の建設候補地の確保を進める。	<ul style="list-style-type: none"> 建設候補地の更新 多様な被災者ニーズに対応できる建設候補用地の掘り起こし 	<ul style="list-style-type: none"> 庁内、市町村に建設候補地の照会を行い、建築可能数等の情報を整理（R8.2月実施） R7調査から候補地の条件を緩和（1,000㎡以上→500㎡以上） 	○	B	危機管理部、●建設交通部、市町村
5-3-2 住まいの再建を支援する								
		286	○地震保険の普及啓発を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 保険団体と連携した普及・啓発の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 日本損害保険協会と連携した防災セミナーを開催し、地震保険についても啓発（R8.3.8） 地震保険付帯率：69.1% 	○	C	●危機管理部
		287	○住宅の応急修理を迅速に行う。	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法研修会の実施 応急修理に係る事業者のリスト化等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法研修会において住宅の応急修理制度について周知 	○	A	●市町村
・	★	288	○住宅の応急修理や被災家屋の解体等に係る申請手続きの簡素化など迅速化を進める。	<ul style="list-style-type: none"> 民間団体との協定内容の見直し 様式の簡素化等の取組について周知を実施（随時） 	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法研修会において応急修理制度について周知 公費解体に関する研修について、市町村に案内を実施 	○	A	●危機管理部、●総合政策環境部、●市町村
5-4 復興に係る計画を迅速に策定する								
5-4-1 復興計画策定のための事前準備に取り組む								
・	★	289	○大規模災害時の復興計画策定手順や計画に盛り込むべき内容の検討など、事前準備を進める。	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針のひな型作成 復興体制・事業を整理したマニュアル等の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 市街地開発事業担当者会議において、復興まちづくりに係る取組について説明（R7.11.28） R8改定予定の内閣府ハンドブックをもとに、復興に係る体制及び事業内容を整理予定 	○	B	●危機管理部、●建設交通部

重点	No.	事業内容	推進プラン期間における目標	R7実績	達成状況	分類	担当部局
5-5 伝統文化や産業等の復興を行う							
5-5-1 被災文化財の復旧支援を行う							
	290	○文化財の減災への取組と救援の取組を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> 文化財の所在地等の情報を共有するための情報システムの再構築 府全域をカバーする、防災連絡体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> 既存の文化財データベースを随時更新 新たなデータベースシステム構築に向けた支援を国に対し要望中 	△	A	●教育庁、市町村
	291	○文化財に係る府、市町村等の情報の共有化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 京都文化財防災対策等連絡会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡会の開催（年3回） 	◎	C	●教育庁、市町村
★	292	○文化財レスキューにあたる人材を育成する。	<ul style="list-style-type: none"> 京都市文化財マネージャー育成実行委員会へ参画 	<ul style="list-style-type: none"> 育成講座運営へ参画 府内有資格者の育成の実施継続 	○	A	●教育庁、市町村
	293	○文化財防火関連行事を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> 「文化財防火デー」の周知、文化財防火訓練実施状況調査の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 「文化財防火デー」の周知 「文化財防火デー」に合わせ、各消防本部において、防火安全指導や文化財関係者等と連携した合同消防訓練を実施 防災訓練・防火運動実施状況調査の実施 	◎	C	●教育庁、市町村、消防、文化財所有者
5-5-2 観光産業等の復旧支援を行う							
★	294	○観光関連産業（宿泊・飲食等のサービス産業、土産物小売り等）の早期復興を目指し、支援の仕組み、体制づくりを進める。	<ul style="list-style-type: none"> 「もうひとつの京都」多言語ウェブサイト（Another Kyoto）や京都府観光連盟SNS等を活用した情報発信を継続 災害時には商工会と連携した支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時には、商工会や商工会議所の経営支援員からなる中小企業応援隊を通じ、府内中小企業の被害状況を確認する体制や、必要に応じて相談窓口の開設や、応援派遣等の支援を実施する体制を構築（令和7年度は実績なし） 関西広域連合や関西観光本部、京都府のHP等において、平常時から一時避難所等に関する情報を発信 	○	B	●商工労働観光部、市町村
	295	○中小企業者、農林漁業者等の生業支援を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時における中小企業者、農林漁業者等の支援策を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時には、商工会や商工会議所の経営支援員からなる中小企業応援隊を通じ、府内中小企業の被害状況を確認する体制や、必要に応じて相談窓口の開設や、融資制度等、中小企業者への支援を実施する体制を構築（令和7年度は実績なし） 災害発生時に備え、各普及センターや家畜保健衛生所、水産事務所、林務事務所等を被害状況の確認と業者からの相談窓口として設置済み 被害状況に応じて京都府農業協同組合、京都府農業共済等の関係機関と連携し、支援を行う体制を構築（令和7年度は、実績なし） 	○	A	●商工労働観光部、●農林水産部